

令和元年 第4回
別海町議会定例会会議録

至 令和 元年 1 2 月 1 3 日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（令和 元年12月10日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 議案第77号 | 令和元年度別海町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第 8 | 議案第78号 | 令和元年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 9 | 議案第79号 | 令和元年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第80号 | 令和元年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第81号 | 令和元年別海町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第82号 | 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第83号 | 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第84号 | 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第85号 | 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第86号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第87号 | 公益的法人等への別海町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第88号 | 別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第89号 | 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第90号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第91号 | 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第92号 | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の |

		一部を改正する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 9 3 号	教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 4	議案第 9 4 号	別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 9 5 号	別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 9 6 号	別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 7	議案第 9 7 号	別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 8	議案第 9 8 号	別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 9	議案第 9 9 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（地域会館及び福祉館）
日程第 3 0	議案第 100 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町交流館）
日程第 3 1	議案第 101 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（尾岱沼ふれあいキャンプ場）
日程第 3 2	議案第 102 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（尾岱沼漁港コミュニティセンター）
日程第 3 3	議案第 103 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（野付半島ネイチャーセンター）
日程第 3 4	議案第 104 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町総合スポーツセンター施設）
日程第 3 5	議案第 105 号	別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場他の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
日程第 3 6	同意第 8 号	別海町教育委員会委員の任命について
日程第 3 7	報告第 9 号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
日程第 3 8	報告第 10 号	専決処分の報告について（町道本別誘導線改良舗装工事）
日程第 3 9	報告第 11 号	専決処分の報告について（町道別海床丹港線舗装修繕工事）
日程第 4 0	報告第 12 号	専決処分の報告について（恩根内地区農道改良舗装工事）
日程第 4 1	報告第 13 号	専決処分の報告について（給食センター外構工事）
日程第 4 2	報告第 14 号	専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）
日程第 4 3		一 般 質 問

① 3 番 田 村 秀 男 議員

○会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議会運営委員会報告
日程第 3	会期決定の件
日程第 4	諸般の報告

日程第 5		行政報告
日程第 6		提出案件の概要説明
日程第 7	議案第 7 7 号	令和元年度別海町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 8	議案第 7 8 号	令和元年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 9	議案第 7 9 号	令和元年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 0	議案第 8 0 号	令和元年度町立別海病院事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 1	議案第 8 1 号	令和元年別海町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 8 2 号	第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 8 3 号	第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 8 4 号	職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 8 5 号	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 8 6 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 8 7 号	公益的法人等への別海町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 8	議案第 8 8 号	別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 9	議案第 8 9 号	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 9 0 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 1	議案第 9 1 号	別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 9 2 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 9 3 号	教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 4	議案第 9 4 号	別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 9 5 号	別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 9 6 号	別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 7	議案第 9 7 号	別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 8	議案第 9 8 号	別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 2 9 議案第 9 9 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（地域会館及び福祉館）
- 日程第 3 0 議案第 100 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町交流館）
- 日程第 3 1 議案第 101 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（尾岱沼ふれあいキャンプ場）
- 日程第 3 2 議案第 102 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（尾岱沼漁港コミュニティセンター）
- 日程第 3 3 議案第 103 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（野付半島ネイチャーセンター）
- 日程第 3 4 議案第 104 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町総合スポーツセンター施設）
- 日程第 3 5 議案第 105 号 別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場他の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第 3 6 同意第 8 号 別海町教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 7 報告第 9 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第 3 8 報告第 1 0 号 専決処分の報告について（町道本別誘導線改良舗装工事）
- 日程第 3 9 報告第 1 1 号 専決処分の報告について（町道別海床丹港線舗装修繕工事）
- 日程第 4 0 報告第 1 2 号 専決処分の報告について（恩根内地区農道改良舗装工事）
- 日程第 4 1 報告第 1 3 号 専決処分の報告について（給食センター外構工事）
- 日程第 4 2 報告第 1 4 号 専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）
- 日程第 4 3 一 般 質 問

① 3 番 田 村 秀 男 議員

○出席議員（16名）

1 番 宮 越 正 人	2 番 横 田 保 江
3 番 田 村 秀 男	4 番 小 椋 哲 也
5 番 外 山 浩 司	6 番 大 内 省 吾
7 番 木 嶋 悦 寛	8 番 松 壽 孝 雄
9 番 今 西 和 雄	10 番 小 林 敏 之
11 番 瀧 川 榮 子	12 番 松 原 政 勝
13 番 中 村 忠 士	14 番 佐 藤 初 雄
副議長 15 番 戸 田 憲 悦	議 長 16 番 西 原 浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三	副 町 長 佐 藤 次 春
教 育 長 伊 藤 多加志	監 査 委 員 竹 中 仁
選挙管理委員長 高 崎 好 藏	農業委員会会長 小 野 榮 一
総 務 部 長 浦 山 吉 人	福 祉 部 長 今 野 健 一
産業振興部長 門 脇 芳 則	建設水道部長 山 岸 英 一

教 育 部 長 山 田 一 志
 会 計 管 理 者 阿 部 美 幸
 選挙管理委員会書記長 佐々木 栄 典
 総 務 部 次 長 佐々木 栄 典
 産業振興部次長 小 湊 昌 博
 教 育 部 次 長 石 川 誠
 総合政策課長 三 戸 俊 人
 税 務 課 長 宮 本 栄 一
 尾岱沼支所長他 福 原 義 人
 介護支援課長 千 葉 宏
 保 健 課 長 他 干 場 富 夫
 農 政 課 長 小 野 武 史
 商工観光課長 伊 藤 輝 幸
 建築住宅課長 田 畑 直 樹
 上下水道課長 外 石 昭 博
 指 導 参 事 根 本 涉
 生涯学習課長他 石 川 誠
 中央公民館長 内 山 宏

病 院 事 務 長 大 槻 祐 二
 農業委員会事務局長 中 村 公 一
 監査委員事務局長 小 林 由 治
 福 祉 部 次 長 青 柳 茂
 建設水道部次長 伊 藤 一 成
 総 務 課 長 佐々木 栄 典
 財 政 課 長 寺 尾 真太郎
 防災交通課長 麻郷地 聡
 福 祉 課 長 干 場 みゆき
 町 民 課 長 青 柳 茂
 老人保健施設事務長 竹 中 利 哉
 水産みどり課長 小 湊 昌 博
 管 理 課 長 川 畑 智 明
 事 業 課 長 伊 藤 一 成
 病院事務課長 小 川 信 明
 学 務 課 長 他 入 倉 伸 顕
 生涯学習センター建設準備室長 山 岸 英 一
 図 書 館 長 他 新 堀 光 行

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 小 島 実

主 幹 松 本 博 史

○会議録署名議員

1 番 宮 越 正 人
 3 番 田 村 秀 男

2 番 横 田 保 江

◎議長挨拶

○議長（西原 浩君） おはようございます。

令和元年第4回定例会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、年末を控え公私御多忙のところ御出席をいただき感謝申し上げます。

さて、本年10月に消費税の税率が引き上げられました。

今後、社会保障の充実、教育負担の軽減、子育て支援の充実が期待されるところです。

国の令和2年度の予算編成については、年金医療費などの予算が年々増加するため、聖域を設けることなく施策・制度の重点の抜本的見直しをする一方、災害対策などの新しい日本のための優先課題推進枠が拡充されることが示されました。

そのような中、本町においても少子高齢化・人口減少・社会保障・保健医療対策などによる負担の増や、経年による公共施設の老朽化対策、産業の振興策など、さまざまな行政課題の解決に向け、総合戦略の策定や新年度の予算編成作業が急ピッチで進められていることと認識しております。

議会といたしましても、行政と十分に意思疎通を図りながら、建設的な提案を行い、地域振興策の推進に一層努めなければならないと改めて強く思うところです。

本年4月の改選で、私ども16名の議員が、町民の代表として選出されました。

我々議会は、改選前から草案として議論していた計画を本年6月に第2期別海町議会活性化計画として策定しました。

この計画では、「別海町議会基本条例の制定」と、委員会活動のPDCAサイクル化を推進し、政策提言・政策論議につなげるため、「委員会の調査力及び政策力の向上」の2つを重点計画と掲げ、別海町自治基本条例の理念である町民参加と情報共有を基本理念としております。

その一環といたしまして、本年は、議会モニターを10名の町民の方に依頼しております。

改正後の各常任委員会では、公共施設や各種計画の更新予定、本年度の事業計画などを調査し、議員任期の4年間にわたる調査計画書を作成し、委員会活動を精力的に行いました。

また、住民の声を拾うために地域めぐり懇談会を3カ所で実施し、別海高校への支援策などについて高校生にアンケートをとり、将来のまちづくりについても高校生と意見交換を実施しました。

そして、一般質問をする議員が限られていることや、質問の内容・構築に関して議会モニターから指摘が続いたこと、また、一般質問を政策論議に活用するために、本年度、一般質問の研修を2回行い、一般質問を磨き上げてまいりました。

その結果、今回10名の議員が、一般質問を行うこととなりました。

研修の中で、議員の質問を議会全体の質問とすべく取り組んでまいりました。

今までと違う取り組みに対して戸惑いがあるかと思いますが、町民の皆さんに見える形で政策議論をすることが、町政の発展と住民福祉の増進に寄与するという考えに至りました。

今後、我々議会は、決算審査特別委員会の点検・評価を予算に反映させ、議員の争点提起を議会の政策資源に転換する仕組みを構築し、PDCAサイクルを意識した議論を展開

し、二元代表制としての議会の機能を発揮し、持続可能なまちづくりを担う政策議会の実現を目指したいと考えています。

一段と冷え込みが厳しくなり、いよいよ冬本番となってまいりました。

理事者の皆さん、職員の皆さんと熱い議論を交わしていきたいと思いますが、皆様におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会宣告

○議長（西原 浩君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影とパソコンの使用を許可しておりますので、申し上げます。

ただいまから令和元年第4回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。

1番宮越議員、2番横田議員、3番田村議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（西原 浩君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（小林敏之君） はい。

議会運営委員会からの報告をいたします。

12月2日及び12月4日に開催いたしました議会運営委員会で第4回定例会にかかわる運営等について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

第4回定例会に町側から提出されております案件は、全部で36件あります。

そのうち議案は30件で、令和元年度各会計補正予算が5件、条例の制定が2件、条例の一部改正が15件、公の施設に係る指定管理者の指定が6件、協定の締結が1件、同意が1件でございます。

これら提出案件のうち、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定と第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定の2件については、総務文教常任委員会に付託し、そのほかの議案については、委員会の付託を省略し、本会議において質疑、討論・採決すべきものと決定いたしました。

なお、会計年度任用職員制度創設に伴う関係条例の一部改正7件と、人事院勧告による報酬や給与に関する条例の一部改正4件については、関連がありますので一括議題といたします。

また、報告案件は、専決処分の報告が6件であります。

和解及び損害賠償額の決定を除く専決処分の報告5件については、いずれも工事にかかわるものでありますので一括報告といたします。

次に、会期及び議事日程であります。

第4回定例会の会期は、12月10日から12月13日までの4日間とし、初日には町長提出議案の内容説明・質疑、報告と1名の一般質問を行います。

2日目は6名の一般質問を行い、3日目は3名の一般質問を行います。

その後、一般質問終了後は休会として、各常任委員会を開催し、議案の調査等を行います。

最終日は、委員会付託案件の結果報告と町長提出議案の討論・採決を行い、その後、議員提出案件等の内容説明・質疑、討論・採決を行うことといたしました。

また、本年第3回定例会において、平成30年度各会計決算審査特別委員会に付託いたしました平成30年度各会計決算の認定第1号から第8号については、定例会最終日に委員長報告を受け、一括質疑の後、各会計の討論・採決をすることといたしました。

なお、本定例会においても休会を設けて、各常任委員会で議案調査や所管事務調査など、討議の時間を確保した日程といたしましたので、常任委員会の運営については、委員長を初め委員各位の御協力をお願いいたします。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、横田議員、木嶋議員、宮越議員、小椋議員、中村議員、今西議員、瀧川議員、外山議員、戸田議員の10名で、戸田議員は一括質問方式で、その他の議員は一問一答方式でございます。

質問の順番は、会議規則等運用規程に基づき通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策議論となるよう、町民にわかりやすい簡明かつ明確な質問や答弁内容に配慮されますようお願いいたします。

次に、請願・陳情等についてであります。

請願・陳情等にかかわる対応については、慎重に協議をいたしました。

陳情書等の写しは、議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在予定されております提出案件は、委員会提出案件が1件であります。

国民の命を守るため安易な公立病院の再編・統合の議論に反対する意見書については、福祉医療常任委員長から提出されるものであり、定例会最終日に提案されることになっております。

最後に、反問権についてですが、町長ほか職員が、議長の許可により議員の質問に対して論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様にはわかりやすくするために導入したものであります。

町長初め執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分理解いただきますようお願いいたします。

なお、反問権の具体的な方法については、現在、議会運営委員会で協議中であります。

反問権を行使する場合は、自席で挙手し、議長から反問権行使の許可を受けた後、議員に対して質問の趣旨等を確認してください。

以上で議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第３ 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第３ 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から１２月１３日までの４日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から１２月１３日までの４日間と決定いたしました。

◎日程第４ 諸般の報告

○議長（西原 浩君） 日程第４ 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第５ 行政報告

○議長（西原 浩君） 日程第５ 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） 皆さんおはようございます。

本日、令和元年の第４回別海町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、年末を控え大変お忙しい時期ではございますけれども、全員の御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

日を追うごとに本当に寒さが厳しさを増しまして、本格的な降雪の時期を迎えておりますけれども、本年度の除雪体制につきましては、先月、個人とそれから法人合わせて３０の業者と除雪業務委託契約を締結しまして、町有車と民有車の合計８４台の出動体制を整えました。

近年は、気象の変動が激しくて、降雪の予測もなかなか難しい状況ではありますけれども、冬期交通の安全と確保をしっかりとしていくことが、町民生活、産業活動に支障を来さないように迅速に対応することは大切だと、そのように思っておりますので、しっかり体制を整えております。

それでは、定例会開会に当たりまして行政報告を申し上げます。

初めに、第３回定例会以降の主要請活動、また、北方領土に関する取り組み、あとは産業の動向について申し上げます。

１０月１６日から１８日にかけて、本町を含みます管内３町、３町議会、関係漁協合同により、これは、羅臼町と標津町とうちの町の３町でございますけれども、この合同により、ロシア連邦のトロール漁船の操業確認とこれの即時停止に関する要請活動を外務省、水産庁、道内選出国會議員並びに北海道に対しまして行ってきました。

今回の要請では、北方四島を目の前にする海域の確認とそれから操業の即時停止をロシア側に求めることに、３町の考え方や思いを改めて強く要請しております。

底びきのトロール漁船は、漁業資源に対する影響が大変大きなものがございますので、この３町の要請活動はしっかりと引き継いでいかなければならない。

なるべく早くロシア側にやめていただくことは、一番の望みでございます。

次に、町とそれから別海町の自衛隊協力会合同により、中央要請についてございま

すけれども、11月の12日に、私とそれから議長、自衛隊協力会の役員の方々を含めまして10名で、防衛省や道内選出国會議員等に矢臼別演習場での訓練に対する騒音対策及び民生安定対策、さらには別海駐屯地の充実に関しまして要請活動を行ってまいりました。

要請では、演習による騒音や振動で影響を受ける周辺住民の長年にわたる不安や、それから障がいへの安定した対策の必要性、加えて、地域にとって欠かすことのできない存在となっている別海駐屯地のさらなる充実について強く訴えたところでございますけれども、今後においても継続して、粘り強く要請活動を行っていきたいと考えております。

次に、明治西春別工場の移転に関しての要請でございます。

議員各位には既に説明しているところでございますけれども、本町西春別に所在しております明治西春別工場は、50年を過ぎて老朽化に伴う移転を検討しており、移転候補地として、別海地区の現況以外に計根別地区で検討しているという報道がされたところであります。

西春別工場の移転は、地域経済にとって多大な影響を与えることが想定されるため、11月8日に、私と道東あさひ農協の原井組合長、それと中春別農協の西川組合長の3名で東京の明治本社に要請を行いました。

明治側は、取締役専務執行役員ら4名に対応していただき、その中で、私は、「本町は生乳生産日本一で、国内大手乳業会社、明治、メグミルク、それから森永でございますけれども、これらの工場が所在する町として、これは日本全国1,700自治体の中で唯一うちの町だけである」ということを強く申し上げ、「町民の大きな誇りとなっていることから、明治西春別工場が他町に移転されては、地域経済のみならず、地域活動などにも多大な影響を与えるものであり、生産者及び地域のためにも別海町に残っていただきたい」と強く訴えて、3者連名によります要請書を手渡したところでございます。

明治側は、「根釧地区から出る気はありません」と。

「ただ、従業員の確保が現状で非常に難しく、従業員の生活環境をよくすることで労働力の確保につなげたい」「計根別の移転については、まだ決定事項ではないが、要請内容については社長にしっかり伝えます」と回答はいただいております。

このことにつきましては、今後も継続して、本町内での建てかえを強く訴えていきたいと考えております。

また、西春別地域の住民からも、自分たちも要請活動をしたいという思いも多々聞こえておりますので、時期を見て、地域住民とまた一体となって、さらなる要請活動もしていかなければならないと、そんなふうに考えております。

次に、12月3日には、中標津空港利用促進期成会、これは管内5つの自治体全体で形成されている期成会でございますけれども、これの首長5人によりまして、全日空本社に要請への取り組みを行いまして、中標津空港利用促進に向けて、機材の変更やそれからダイヤの設定、海外インバウンド誘客に向けた要請を行っております。

主非要請活動等の取り組みについては以上でございます。

次に、北方領土にかかわる取り組みでございますけれども、例年、北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会、5自治体での協議会でございますけれども、これで行っております北方領土返還要求中央アピール行動、これが、本年も12月1日に東京・日比谷で開催されまして、日比谷から銀座まで、副議長や東京・別海ふるさと会の方々とともにアピール行動に参加をいたしました。

同日午後からは、内閣府北方対策本部主催により「根室地域魅力発信シンポジウム」、首都圏に住んでいるいろいろな方々をお招きしてのシンポジウムがございました。

これが行われまして、この中で、北方領土隣接地域の魅力紹介という形で、5自治体の首長と担当者が、それぞれ管内の魅力や取り組み事例の発表を行いました。

うちの町では、私と、それから、今、地域おこし協力隊で隊員として商工観光課のほうで頑張っていております伊東桜さんとともに本町のプレゼンテーションを行いました。

後の講評でも、なかなか評判がよい感触を受けました。

また、翌日12月2日には、同じ連絡協議会により北方領土返還に係る政府要請活動を行いまして、外務省、内閣府、そして総理大臣官邸まで行ってまいりました。

要請に対しまして、安倍総理大臣からは、日ごろの返還運動及び本年共同経済活動の一環として取り組んだパイロットツアーの実施について、根室管内1市4町の協力に感謝の言葉をいただきました。

なお、今申し上げましたパイロットツアーでございますけれども、これは、後ほど申し上げます。

それでは、ここから産業の動向について申し上げます。

初めに、酪農畜産の情勢でございますけれども、町内の生乳生産量でございますが、本年1月から10月末で41万トン、これは対前年比で112.9%、生産額で言いますと422億800万円。

これは、対前年比で116.6%、非常に伸びている状態でございます。

乳量及び生産額につきましては、農業者の自助努力、これはもちろんでございますけれども、生乳生産基盤の拡大による増産及び国内における乳製品需要の動向に伴い、堅調に推移している状況というふうに思っております。

本年度の牧草の収穫状況につきましては、好天に恵まれましたおかげで一番草が例年より2日早く、また、二番草の収穫作業も順調に進み、全て終了しております。

収量につきましては、10アール当たり、一番草が2,362キログラム、二番草で1,346キログラム、合計で10アール当たり3,708キログラムということで、これも平年と比べまして101.6%の収量となっております。

また、飼料用のトウモロコシでございますけれども、この収量は、10アール当たり、露地栽培、いわゆるマルチのように見えるかもしれない普通の露地栽培ですけれども、これで5,599キロ、平年比で102.9%、これも同じく増収となっております。

なお、農家の戸数で言いますと、生乳生産農家は、本年は8戸が離農をしております、また、1戸が新規就農しております、12月現在で644戸となっております。

次に、水産業の状況でございます。

本町の大宗漁業でありますアキサケ定置網漁は、11月21日で操業を終了いたしました。

漁獲数量で言いますと、野付漁協は、対前年比で103%の2,407トン、別海漁協が、139%の666トンでございます。

魚体が小型だった昨年と比べると、ことは、例年並みの大きさだったものの、北海道の今年度の来遊予測が前年比実績で3割以上という予測が示されていただけに、数量では昨年度を上回ったものの、金額で言いますと、価格が比較的安価で推移していたことから、思ったほど伸びず、大変残念な結果となっております。

また、10月22日から11月6日まで行われましたホッカイシマエビの秋漁は、数量では対前年比125.7%の11トン、ただ、これも金額では94.6%と、額で3,400万円ですけれども、これで終漁しております。

なお、11月末現在での両漁協の総水揚げ状況でございますけれども、数量で対前年比101%の2万8,898トン、金額では109%の89億5,186万円と、安定したホタテガイの水揚げもありまして、数量・金額ともに前年を上回る状況となっております。

ただ、前年自体が大変低い数字だということを考えますと、そんなに喜べる数字ではなかったという思いでございます。

12月2日からは、冬期のホタテ漁が始まっております、歳末商戦を控えて、今後の価格動向に大いに期待をしているところでございます。

続いて、エゾシカ駆除の対策のこれまでの状況でございますけれども、本年度も猟友会の協力を得まして、銃器による駆除を実施し、春は、5月7日から27日までの25日間で964頭、秋につきましては、9月11日から10月18日までの28日間で1,200頭、合計で2,164頭の駆除を行いました。

これは、対前年比で86%ということで終了しております。

今現在は、野付半島と走古丹地区で囲いわなによります生体捕獲を11月1日から始めております。

これは、来年の3月末まで予定しているところでございます。

次に、商工業とそれから観光についてでございます。

11月末現在の主な中小企業振興事業の実施状況は、開業支援・経営拡大助成、これを目的としました「起業家支援事業」が6件、これは前年が1件でしたので、5件上回っております。

また、町内建設業者の受注機会確保を目的としました「地域貢献中小企業支援事業」は27件と、前年と比べますと16件ほど下回っておりますけれども、これからの時期で申請がふえるのではないかなと期待をしているところでございます。

10月末現在の観光客の入込み状況でございますけれども、10月13日に予定されていた第59回西別川あきあじまつり、これが、台風の影響で中止になったにもかかわらず、前年比21.6%増の28万4,700人ということで、うちの町の観光業にとっては好調な推移をしております。

産業の動向につきましては以上でございますけれども、観光客の入込みの好調の要因でもある本町の秋のイベントの結果について御報告を申し上げます。

9月14日・15日の日程で開催されました別海町産業祭は、ことは第50回目の節目の開催ということもありまして、また、「リンゴちゃん効果」ということもありまして、馬事競技やステージイベントも大いに盛り上がりまして、入場者数は、昨年より2,000人多い、2万3,000人の方々に来場していただいたということでございます。

本年も友好都市である枚方市からも出店をしていただきました。

別海町の秋の味覚のみならず、関西のB級グルメにもたくさんの方々に堪能していただいたところ です。

また、10月6日に行われました第41回の別海町パイロットマラソン、これは、フルマラソン、5キロマラソン合わせまして1,481名のランナーが出走しました。

そのほとんどの1,412名が完走するという、大変完走率の高い大会となりました。

台風により昨年は中止しましたので、影響も心配されましたけれども、当日が大変好天に恵まれまして、また、別海町の観光大使でございますフリーパーソナリティーの田村美香さんも最初からずっと最後まで総合司会をしていただきました。

また、台湾との交流をしております台湾交流協会のほうからも28名のランナーの参加がありました。

ことは、国際色豊かな大会となりました。

続く10月11日から10月14日までにおいて実施しました第36回の「菊と緑の会」でございますけれども、関西からの女性4名、町内独身男性6名の参加で開催されました。

最終的なマッチングは、2組のカップルが誕生しまして、現在も順調にお付き合いが続いているとのことでございます。

今後めでたくゴールインできればと、そんなことを期待し、温かく見守っていきたいと思っております。

先ほど申し上げました10月13日開催予定であった「あきあじまつり」が中止になりましたけれども、新巻鮭などの製品即売会が10月19日に開催されまして、これは、多くのお客様に旬の海産物をお買い求めいただき、大変喜ばれたところでございます。

次に、先ほど申し上げましたパイロットツアーでございますけれども、平成28年12月の日ロ首脳会談に基づき実現の運びとなりました観光庁によります「北方領土における共同経済活動に係る観光パイロットツアー」が、10月27日から11月2日にかけて関係者を含む44名の参加者で開催されました。

ツアー前半では、参加者に根室管内1市4町をめぐっていただきましたけれども、全体でアンケートをとりましたところ、参加者の約半数から、管内で一番心に残った場所は野付半島ネイチャーセンターであるという回答もいただきました。

本町のPRにも大きくつながったと考えております。

その後の北方領土では、悪天候によって滞在日数が1日短縮されるということもありましたけれども、このパイロットツアーが今後の共同経済活動に役立つことを期待しているものでございます。

根室市からの船だけではなくて、中標津空港を使った飛行機のツアーということも検討していただきたいというようなことも、先日、観光庁に行ったときには要請をしたところでございます。

また、最近のうれしい話題としましては、本町出身のスピードスケート選手が大変な活躍をされておりまして、特に、オリンピックに関係のある橋本聖子オリンピック担当大臣や堀井学衆議院議員に会いましたら、「いやあ、町長、別海町の男子でよい選手がいるね」と、新濱君のことは大変注目をされているところでございまして、ピョンチャンの郷里砂さんに次いで、北京大会で何とか新濱君も代表となり、うちの町の出身のスピードスケーターが、ぜひオリンピック選手になっていただければ、そんなふうに願っております。

先で行われました町の優秀成績の表彰でも、スピードスケートの選手が大変たくさんおりまして、郷さんや新濱くんの後ろ姿を見て、しっかり自分も頑張ろう、と思ってくれる子供たちがいてくれればと、そんなふうに願っているところでございます。

最後に、下水道のマンホールカードでございますけれども、下水道への理解と関心を深めることを目的としまして、下水道関係の広報活動を行っております団体が中心となりま

して、全国の自治体と共同で作成しておりますマンホールぶたのコレクションカードであるマンホールカード、これが昨今ブームとなっておりますけれども、このたび別海町版のマンホールカードを作成しましたところ、12月14日から上下水道課窓口で配布を開始することとなりました。

下水道の広報ツールとして誕生したマンホールカードですけれども、各市町村を訪れたきっかけとなる観光資源としての役割を担っておりまして、別海町版のマンホールカードの発行について下水道への理解と別海町のPRの一助となることを期待しているところでございます。

長くなりましたけど、以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎日程第6 提出議案の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第6 提出議案の概要について説明があります。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 皆さん、おはようございます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、概要を説明させていただきます。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が29件、同意が1件、報告が6件でございます。

まず、最初に、議案第77号から議案第81号までの5件は、令和元年度各会計補正予算です。

議案第77号の一般会計補正予算は、本年度から建設に着手している生涯学習センターの用地について、土地開発基金が現在保有していることから、一般会計において買い戻しするための経費の計上、また、除雪経費を増額とする一方で、給与費支出見込み額の精査、防災行政無線等整備事業費の確定、東部地区介護施設建設事業の本年度の中止など、各種事業費の確定等に伴う減額により2億3,550万円を減額補正するものであります。

次に、議案第78号の下水道事業特別会計補正予算は、上春別地区排水処理施設改築更新工事の補助追加採択に伴う事業費の増などにより2,750万円を、議案第79号の介護サービス事業特別会計補正予算では、病院と兼務する療法士の給与費負担金などの精査により210万円をそれぞれ増額補正するものでございます。

議案第80号の町立別海病院事業会計補正予算は1,246万9,000円を、議案第81号の水道事業会計補正予算では3万円をそれぞれ給与費の支出見込み額などの精査により減額補正するものです。

次に、議案第82号第2号会計年度任用職員の給与に関する条例及び議案第83号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用を図るため、新たに会計年度任用職員制度が創設されたことから、給付に関する事など、必要な事項を定める条例を制定しようとするものです。

次に、議案第84号職員の分限に関する条例から議案第90号特別職の職員で非常勤の

ものの報酬及び費用弁償に関する条例までの7件の一部改正については、新たな会計年度任用職員制度の創設により、地方公務員の一般職に適用される各規定が会計年度任用職員にも適用されるため、関係する条例の一部を改正するものです。

次に、議案第91号から議案第93号までの3件の一部改正につきましては、令和元年人事院勧告に伴い、別海町議会議員、特別職及び教育長の期末手当をそれぞれ0.05月分増額する条例の改正を行うものです。

議案第94号別海町職員の給与に関する条例の一部改正は、同じく令和元年人事院勧告に伴い、職員の月例給を平均で0.1%、勤勉手当を一般職で0.05カ月分引き上げ、本年4月1日にさかのぼって支給するよう条例の改正を行うものです。

また、これらのほか、住居手当の支給対象となる家賃額下限の引き上げについて改正を行うものです。

議案第95号別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部改正は、消費税率の改正に伴い、バス運賃を10%転嫁した運賃への改正とバス停留所の名称の変更を行おうとするものであります。

議案第96号の別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部改正は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部改正に伴い、居住者等の基準費用額等を改正したところですが、一部改正漏れがあったので、このたび改めて改正を行うものであります。

議案第97号別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人の一律な権利制限が見直されたことに伴い、印鑑登録できない者及び印鑑登録を抹消しなければならない者の要件のうち、成年被後見人に関する規定について改正するものであります。

議案第98号別海町水道事業給水条例の一部改正は、水道法の一部改正により、指定給水工事事業者の指定有効期間が5年ごとの更新制度に改められたので、関係する手数料の改正を行おうとするものです。

議案第99号から議案第104号までの6件は、いずれも公の施設に係る指定管理者の指定についてです。

令和2年3月31日をもって指定期間が満了する、地域会館及び福祉館、別海町交流館、尾岱沼ふれあいキャンプ場、尾岱沼漁港コミュニティセンター、野付半島ネイチャーセンター、別海町総合スポーツセンター、これらの各施設について、令和2年4月からも引き続き指定管理者による指定管理とするため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第105号別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場他の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結につきましては、建設工事に伴う委託に関する変更協定を締結するに当たり議会の議決を求めるものであります。

次に、同意第8号は、別海町教育委員会委員の任命についてです。

本町では、現在4名の方を教育委員会委員に任命しておりますが、令和元年12月19日をもって1名の方が任期満了を迎えることから、この方を引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。

次に、報告第9号は、和解及び損害賠償額の決定について行った専決処分についての報告であります。

令和元年10月25日に発生した職員の車両接触事故について、双方の損害賠償責任を

認め、和解及び損害賠償額を決定する専決処分を行ったことから議会に報告するものであります。

最後に、報告第10号から報告第14号までの専決処分の報告につきましては、工事請負契約の一部を変更する必要が生じ、専決処分を行ったことから、その内容について議会に報告するものです。

以上で提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

どうぞ御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第7 議案第77号から日程第11 議案第81号までの5件、及び日程第14 議案第84号から日程第36 同意第8号までの23件、合わせて28件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7 議案第77号から日程第11 議案第81号までの5件、及び日程第14 議案第84号から日程第36 同意第8号までの23件、合わせて28件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第77号

○議長（西原 浩君） 日程第7 議案第77号令和元年度別海町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第77号の内容説明をいたします。

別冊の令和元年度一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和元年度別海町一般会計補正予算（第3号）。

令和元年度別海町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,550万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193億8,620万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加・変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」で、補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

1款町税、1項で2,701万5,000円の増。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項で599万1,000円の増。

13款分担金及び負担金、2項で31万円の増。

15款国庫支出金、1項から3項で3,042万1,000円の増。

16款道支出金、1項から3項で4,402万1,000円の減。

17款財産収入、1項で113万4,000円の増。

18款寄附金、1項で143万3,000円の増。

19款繰入金、1項で8,135万2,000万円の増。

21款諸収入、5項で43万5,000円の減。

22款町債、1項で3億3,870万円の減。

歳入合計で2億3,550万円の減額です。

3ページ、「歳出」です。

1款議会費、1項で21万4,000円の増。

2款総務費、1項と2項及び4項で2,367万2,000円の減。

3款民生費、1項と2項で3,116万円の減。

4款衛生費、1項で226万3,000円の増。

6款農林水産業費、1項と4項で1,640万7,000円の減。

7款商工費、1項で72万9,000円の減。

8款土木費、2項から4項で2,910万7,000円の増。

9款消防費、1項で2億8,133万3,000円の減。

10款教育費、4ページにわたりまして、1項から6項で1億621万7,000円の増。

4ページをお開きください。

13款給与費、1項で2,000万円の減。

歳出合計で2億3,550万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億8,620万円とするものです。

5ページにお進みください。

「第2表 繰越明許費」です。

9款消防費、1項消防費、防災行政無線等整備事業ですが、本事業は、令和2年3月10日までを予定工期としておりましたが、全国の自治体で同様のデジタル化作業が進められている影響から、北海道総合通信局からの無線に係る予備免許交付のおくれなどにより、戸別受信機の設置や受信試験の工程にもおくれが生じ、工期内での事業完了が見込めなくなったため、事業費の一部を翌年度へ繰り越したいとするもので、金額は2億5,906万円です。

次に、「第3表 債務負担行為補正」で、今回は、17件の「追加」と1件の「変更」です。

この後、別の議案として提出させていただいておりますが、追加の17件につきまして

は、全て令和元年度で指定管理期間が満了する公の施設について、翌年度以降も引き続き指定管理を予定したいとするに当たり必要となる指定管理料の債務負担行為となります。

1 段目の「中春別ふれあいセンター」から 6 ページをお開きいただきまして、同表の下から 2 段目の「尾岱沼漁港コミュニティセンター」までは、債務負担行為の期間を令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間、その下の別海町総合スポーツセンターは、令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間とし、1 件ごとの読み上げは省略いたしますけれども、それぞれの限度額で設定したいとするものです。

続きましては、その下の表、「変更」です。

「別海町高齢者生活ハウス」の指定管理委託料ですが、当初予定しておりました燃料費を初めとする経費に不足が見込まれ、指定管理委託料も引き上げる必要がありますことから限度額を変更するもので、期間に変更はなく、限度額「7,458 万円」を変更後において「7,906 万 2,000 円」とするものです。

7 ページにお進みください。

「第 4 表 地方債補正」で「変更」になります。

「省エネ防犯灯整備事業」以下、全 14 事業となりますが、事業費の確定見込みに伴う借入限度額の減額が主なものですので、1 件ごとの説明は省略させていただきます。

1 番下の合計になりますが、補正前の借入限度額「25 億 2,316 万 3,000 円」から 3 億 3,870 万円を減額し、補正後の限度額を「21 億 8,446 万 3,000 円」とするものです。

次に、「歳入歳出補正予算事項別明細書」ですが、1 の「総括」は省略いたしまして、2 の「歳入」から御説明いたします。

11 ページをお開きください。

11 ページ、2 の「歳入」です。

目の欄の補正額で申し上げますが、おおむね予定どおりの事業執行見込みに対する補助金等の増減額や、収入実績による見込み額の精査などにつきましては、内容説明のほうを省略させていただきます。

1 款町税、1 項 1 目個人分は、2,701 万 5,000 円の増。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金は、599 万 1,000 円の増。

1 3 款分担金及び負担金、2 項 2 目民生費負担金は、31 万円の増です。

12 ページをお開きください。

1 5 款国庫支出金、1 項 1 目総務費国庫負担金、4,028 万 3,000 円の増は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付額決定によるものです。

2 項 5 目土木費国庫補助金は、985 万 8,000 円の減。

3 項 1 目総務費国庫委託金は、4,000 円の減です。

13 ページ、16 款道支出金、1 項 2 目衛生費負担金は、36 万 2,000 円の増。

2 項 2 目民生費補助金、3,497 万 3,000 円の減は、事業の中止に伴います施設開設準備経費助成特別対策交付金及び地域密着型サービス等整備交付金の減が主なものですが、内容につきましては、関連のある歳出のほうで御説明いたします。

4 目農林水産業費補助金は、486 万 8,000 円の減。

3 項 1 目総務費委託金は、454 万 2,000 円の減です。

14 ページをお開きください。

17款財産収入、1項2目利子及び配当金、113万4,000円の増は、森林組合からの出資配当金によるものです。

18款寄附金、1項2目農林水産業費寄附金、143万3,000円の増は本目新設で、水産多面的機能発揮対策事業費の上乗せ事業費に係る別海漁協からの特定寄附によるものです。

15ページにお進みください。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、1,000万円の減で、補正後の財政調整基金繰入金は9億1,580万円となり、予算上の残高は7億9,060万5,000円となります。

4目生涯学習振興基金繰入金、9,411万9,000円の増は、土地開発基金で保有しております生涯学習センター用地の買い戻しに当たり、その財源とするため生涯学習振興基金を繰り入れることが主なものです。

10目産業振興基金繰入金は、276万7,000円の減です。

21款諸収入、5項1目雑入は、43万5,000円の減です。

16ページをお開きください。

22款町債、1項1目総務債、30万円の減、2目農林水産業債、970万円の減、4目土木債、2,320万円の減、5目消防債、2億6,930万円の減、6目教育債、3,620万円の減は、いずれも関連事業費の確定見込みによる借入額の精査によるものです。

「歳入」につきましては以上となります。

17ページをお開きください。

3の「歳出」です。

歳入同様、目の欄及び補正額で申し上げますが、予定執行に伴う支出額の精査や確定などの減額につきましては、内容説明を省略させていただきます。

1款議会費、1項1目議会費、21万4,000円の増は、給与制度改定に伴う議員期末手当の増です。

18ページをお開きください。

2款総務費、1項6目企画費は、180万円の減ですが、説明欄の下段、企画事務経費におきまして、地方版総合戦略検討推進委員会開催関連経費の不足により17万5,000円ほどを増額しております。

19ページにお進みください。

13目特定防衛施設周辺整備費は、840万円の減。

14目電子計算管理費は、427万3,000円の減。

2項1目税務総務費は、107万9,000円の減。

4項選挙費、20ページをお開きいただき、2目参議院議員選挙費は、353万6,000円の減。

21ページにお進みいただき、3目知事及び道議会議員選挙費は、100万6,000円の減。

22ページをお開きいただき、4目町議会議員選挙費は、357万8,000円の減です。

24ページまでお進みください。

3款民生費です。

1 項 2 目老人福祉費、4,019 万円の減は、公的介護施設等基盤整備事業及びその関連であります準備経費助成事業の減が主なものですが、こちらは、北海道の補助事業を活用して東部地区において小規模多機能型居宅介護施設建設事業者の募集を行いましたけれども、応募がなかったため、事業内容の精査を行いまして、来年度での実施を検討するものとして、本年度での事業執行を中止したことによるものです。

そのほか西春別ケアセンター整備事業では、北海道からの補助金を財源とし、道東あさひ農協が管理するデイサービスセンターの福祉車両購入補助金の増。

また、ケアセンターにおいて、燃料費を初め各経費の精査による指定管理費の増。

在宅福祉サービス利用者の増に伴う福祉サービス委託料の増。

そして、25 ページ上段になりますけれども、今回補正予算に伴う介護サービス事業特別会計への繰出金の増を計上しております。

25 ページ、2 項 1 目児童福祉総務費、883 万 2,000 円の増は、幼保無償化実施事業の増で、こちらは幼児教育・保育の無償化に伴い必要となるシステムの改修や機器の購入について、全額補助を受け実施するものです。

5 目へき地保育園費、19 万 8,000 円の増は、豊原へき地保育園の閉園予定に伴い、記念誌を作成するための費用を計上しております。

26 ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項 3 目環境衛生費は、12 万円の減。

4 目健康管理費、93 万 3,000 円の増は、職員の産休などにより、臨時職員の雇用について経費を計上するものです。

1 0 目養育医療費、145 万円の増は、未熟児養育医療を必要とする対象者の増により必要な扶助費を計上するものです。

27 ページにお進みください。

6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費、108 万 3,000 円の増は、多面的機能支払交付金事業について、交付金対象となる農用地の面積確定により増額するものです。

5 目農地費は、1,561 万 1,000 円の減。

4 項 2 目水産業振興費は、28 ページにわたりまして187 万 9,000 円の減ですが、28 ページをお開きいただきまして、説明欄の中ほどになりますけれども、水産多面的機能発揮対策事業において、有害生物除去などの事業費上乗せ精査による増額を計上しております。

7 款商工費、1 項 2 目観光費は、72 万 9,000 円の減です。

29 ページにお進みください。

8 款土木費、2 項 2 目道路維持費、5,799 万 8,000 円の増は、今後見込まれます除雪経費の増額が主な内容です。

3 目道路新設改良費は、980 万円の減です。

30 ページをお開きください。

4 目防衛施設周辺道路整備事業費は、1,881 万円の減。

3 項 1 目下水道費は、30 万円の減です。

31 ページ、4 項 1 目住宅管理費、19 万 9,000 円の増は、空き家等対策事業費の確定見込みによる減の一方で、地域振興住宅及び公営住宅の管理におきまして、突発的なボイラーの交換や修繕費に不足が見込まれることにより増額計上しております。

2 目公営住宅建設事業費は、32 ページにわたりまして18 万円の減です。

32ページをお開きください。

9款消防費、1項1目消防費は、1,211万2,000円の減。

2目災害対策費、2億6,922万1,000円の減は、防災行政無線等整備事業について、施工内容の確定に伴います支出見込み額の精査によるものです。

33ページ、10款教育費、1項2目事務局費は、10万円の減。

2項1目学校管理費、504万2,000円の減ですが、この後の中学校費、幼稚園費ともに、人事配置結果によります嘱託職員賃金などの支出見込み額の精査によるものです。

2目教育振興費、1,001万4,000円の増は、小学校教師用指導書等購入事業につきまして、来年度から適用される小学校学習指導要領の改定に伴い、早期の授業準備など、円滑な学校運営のために改定指導書を年度内に購入したいとするものです。

3項中学校費、34ページをお開きいただき、1目学校管理費、432万7,000円の増は、先ほど小学校費で御説明いたしました嘱託職員賃金関連経費の見込み額精査による増のほか、各学校における燃料費に不足が見込まれることから増額するものです。

4項1目幼稚園管理費は、287万9,000円の減です。

5項4目青少年教育費は、35ページにわたり5万6,000円の減。

35ページにお進みいただき、10目生涯学習センター費は、9,570万4,000円の増です。

こちらは、工事費に係る支出見込み額の減のほか、建設の着手及び順調な進行に伴いまして、現在土地開発基金で保有している生涯学習センター用地につきまして、土地開発基金から購入する費用を増額するものです。

この財源には、生涯学習振興基金を充てる予定としております。

結果といたしまして、土地開発基金と生涯学習基金の基金間の資金の振りかえとなりますが、いずれも歳入予算・歳出予算に計上する必要があることによるものです。

6項1目保健体育総務費、46万6,000円の増は、西春別温水プールの燃料費に不足が見込まれることによるものです。

2目学校給食費は、36ページにわたり420万9,000円の増ですが、新給食センターの試験稼働に伴い、電気料金に不足が見込まれるほか、36ページをお開きいただき、給食センター運営経費につきまして、新給食センター稼働に向け臨時調理員を雇用するための経費などの増が主な内容です。

4目総合スポーツセンター費は、42万6,000円の減です。

37ページ、13款給与費、1項1目給与費は、39ページにわたりまして2,000万円の減ですが、人事院勧告に基づく給与改定による増額がある一方で、退職による減額など、今後の支出見込み額を精査し、総体で減額となるものです。

以上で「歳出」の内容説明を終わります。

続きまして、41ページをお開きください。

41ページは「補正予算給与費明細書」です。

まず、1の「特別職」で、下段の比較の欄で説明いたします。

まず、「長等」で、期末手当0.05月分、12万3,000円の増、共済費で20万4,000円の減、合計で8万1,000円の減。

「議員」は、期末手当0.05月分の増で、合計で21万4,000円の増。

「その他の特別職」は、報酬の合計で28万4,000円の減とするものです。

比較の合計ですが、報酬で28万4,000円の減、期末手当が33万7,000円の

増、給与費の合計で5万3,000円の増、共済費は20万4,000円の減で、全合計で15万1,000円の減となるものです。

42ページをお開きください。

2の「一般職」、「(1)総括」でこちらも比較の欄で説明いたします。

職員数は、3名の減。

給料は1,000万円の減、職員手当は158万4,000円の増、給与費の合計で841万6,000円の減。

共済費は、1,100万3,000円の減。

合計で1,941万9,000円の減となります。

下の表、職員手当の内容は、手当ごとの増減内容となっております。

43ページ、「(2)給料及び職員手当の増減額の明細」及び44ページからになりますが、「(3)給料及び職員手当の状況」につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第77号一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) ここで10分間休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○議長(西原 浩君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第77号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番(中村忠士君) はい。

○議長(西原 浩君) 13番中村議員。

○13番(中村忠士君) はい。

2点質問します。

6ページの下段、限度額を450万円ほど、年割りすると90万円ほどの引き上げということになるのですが、この理由をもう少し詳しく教えていただければと思います。

2点目ですが、24ページです。

公的介護施設等にかかわる予算の補正ですけど、応募がなかったという説明がありましたので、そういうことかなというふうに思うのですが、この間の民間の動きであるとか、町の働きかけであるとか、あるいは地域からの要望・意見だとか、そういう経過があったと思うのですが、概略で結構ですので、その経過と今後の見通しがどうなるのかということをお聞きしたいと思います。

以上2点です。

○介護支援課長(千葉 宏君) はい。

○議長(西原 浩君) 介護支援課長。

○介護支援課長(千葉 宏君) はい。

それでは、中村議員の御質問にお答えします。

最初に、別海町高齢者生活ハウスの債務負担行為の限度額の変更についてです。

こちらにつきましては、平成28年度から令和2年度までの5年間ということで、道東あさひ農業協同組合に運営管理業務の委託を実施しております。

そのために限度額の設定をしております。

今回ですけれども、増額になった経過といたしましては、平成28年度には、特に増減とかはなく、余剰があったような状況だったのですけれども、平成29年度に重油代の高騰があり、そこから支出の増が始まっております。

この際、今後重油代の高騰が落ちつき、あわせて経費削減等により増額を抑えるという形の計画でございましたが、平成30年度も重油代の高騰が続き、あわせてブラックアウトの発生に伴い経費が増大をするという結果になりました。

今年度につきましても、前半が終了いたしまして、今年度の決算見込み額と来年度の予算額を算定したところ、指定管理費に不足が生じることが確定的となったということで、指定管理者である道東あさひ農協のほうから変更協議の依頼がありました。

かかった経費につきましては、平成29年度に重油代の増ということで、58万円の支出の増。

平成30年度につきましては、重油代高騰、ブラックアウトの経費、合わせまして82万3,000円の支出の増。

今年度につきましては、まだ、見込みなのですけれども、試算したところ148万4,311円の支出の増。

来年度の見込みにつきまして、178万8,720円の支出の増という形で計算しております。

それにつきまして不足分が出るということで、今回、限度額のほうの引き上げをするという形で補正予算のほうの計上をさせていただきました。

続きまして、公的介護施設開設準備経費助成事業の関係なのですけれども、こちらにつきましては、本年4月に、尾岱沼地区を中心とする圏域に、ほかの地域と違い、中心となる介護サービス事業者及び老人福祉施設等がないということで、第7期の介護保険事業計画において、小規模多機能型居宅介護施設及び高齢者サロンの整備を行うということで計画しておりました。

4月に事業者の公募を実施しましたが、応募がない状況になりました。

それを受けまして、公募内容のことを再考し、新年度当初に再公募を行うということで、今、調整と準備を行っているところなのですけれども、公募がなかったということにつきまして、その後に町内の事業者等から参考意見を聞きました。

あとは、全道・管内の施設に対する補助状況、そういうものを調査しまして、今後の補助要綱につなげることができるものがないかどうか、ということで精査してまいりました。

一応、来年度、事業化という形で、来年度の事業実施に向けて今準備を行っているところなので、今回につきましては、道の補助ということもあり、間接補助なのですけれども、繰り越しができないということと、あと年度内の完了というのが条件となっていますので、今回、この補助事業については取り下げを行いました。

それに伴って、町のほうの経費についても補正減を行うという形で行っております。

以上になります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

その公的介護施設の問題ですけれども、いろいろな難しい問題があつてこういう状況になっているのだというふうに思いますが、やはり何らかの壁があつてなかなか取り組むということにならない部分があるなというふうに思うのですが、その壁を取り除く方法とい

うか、どこをどういうふうにすればその壁が取り除かれるのかというあたりの考え方、そして、来年応募があるように今努力をしているのだと思うのですが、そこら辺の見通しを今の段階でどう考えているのかということをちょっとお聞きします。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

お答えいたします。

先ほど、介護支援課長のほうから説明がありましたけれども、現在の介護保険計画、3年間の期間の中で、できれば東部地区に小規模多機能の施設、御存じだと思いますけれども、泊まりもできる、あるいは訪問もできる、あるいはデイサービスセンターも併設するという、そういう施設の設置について、議会のほうにも、ぜひ、そういうことで進めていきたいと。

地域の皆さん、町内会の皆さんともいろいろ協議をしてきたのですが、応募がなかった一番大きな要因としては、まず一つには、働く方の確保が非常に難しくなっているというのが理由の一つとして挙げられております。

それともう一つは、現在、尾岱沼、あるいは床丹地域の、いわゆる東部地域の方々が、別海の町場のほうのデイサービスを利用しておりますので、その方々の御負担を少しでも軽減して、東部地区の施設を利用させていただきたいという思いがありました。

それで、どのぐらいの方が安定的に小規模多機能施設を利用していただけるだろうかということを試算しながら公募をしたのですが、なかなか事業を展開しようとする方々の分析といいますか、試算と合致しない部分があるというのが2点目だということです。

したがって、小規模多機能施設の今の手法で、国の補助を受けて、町村が全く上乗せ補助もしないで建設をしていただいて、運営をしていただくというのには、先にちょっと見通しを持ってないというのが民間事業者の考え方のようにあります。

それで、何回か意見交換も町内の事業者の方としましたけども、今、先ほど課長が申し上げたとおり、小規模多機能施設はつくりたいのですが、それだけでは難しい、あるいは働く方の確保も難しいというようなことも言われておりますので、今、それらの対応策を同時に検討しながら、来年の予算編成の中で、少ししっかりと詰めていきたいなと思っています。

ただ、今の計画の期間が、令和2年度までという期間ですので、それをまた過ぎてしまいますと、また、必要性ですとか調査をしながら新しい計画づくりもしなければならぬという状況になると思いますので、できれば今の計画期間中の中で整備をしていきたいという思いで、今、関係機関、あるいは庁内で検討を進めているところということでございます。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい、よろしいです。

○議長（西原 浩君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第8 議案第78号

○議長（西原 浩君） 日程第8 議案第78号令和元年度別海町下水道事業特別会計補

正予算（第2号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） はい。

議案第78号の内容説明をいたします。

別冊の令和元年度別海町下水道事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和元年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,770万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」で、補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

3款国庫支出金、1項で1,390万円の増。

4款繰入金、1項で30万円の減。

7款町債、1項で1,390万円の増。

歳入合計で2,750万円の追加です。

次に、「歳出」です。

3款集落排水施設費、1項で2,780万円の増。

5款給与費、1項で30万円の減。

歳出合計で2,750万円を追加し、補正後の歳入歳出予算額の総額をそれぞれ7億7,770万円とするものです。

3ページにお進みください。

次に、「第2表 債務負担行為補正」の「変更」です。

事項、「『別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場他の建設工事委託に関する協定』に基づく別海終末処理場機械電気設備工事」で、本件につきましては、本定例会に協定の変更を議案提出しておりますが、下水道事業団が行った工事契約における工事量及び機器単価の精査による減額に伴い限度額を変更するもので、期間に変更はなく、変更前の限度額「2億2,710万円」を変更後において「9,120万円」とするものです。

今回、減額変更となる理由につきましては、別海終末処理場の設備の一部であります受変電設備及び汚泥処理設備について令和5年度から更新予定のため、設備更新時にあわせて実施することで、形式等の変更による手戻りがなく経済的となることから、計画を変更し減したこと、及び対象施設との信号の入出力点数を精査し減となったことにより、機器単価が下がり減額となったものでございます。

次に、「第3表 地方債補正」の「変更」です。

起債の目的、「農業集落排水事業」。

限度額「6,000万円」を1,390万円増額し、「7,390万円」とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更がありませんので、説明を省略いたします。

合計では、補正前の限度額「1億2,860万円」から1,390万円を追加し、補正後の限度額を「1億4,250万円」とするものです。

次に、「歳入歳出補正予算事項別明細書」ですが、1の「総括」は省略し、2の「歳入」から御説明いたします。

7ページをお開きください。

「2. 歳入」です。

目の欄の補正額で御説明いたします。

3款国庫支出金、1項2目集落排水施設費補助金、1,390万円の増は、補助金の追加採択見込みにより、農山漁村地域整備交付金を増額するものです。

4款繰入金、1項1目繰入金、30万円の減は、歳出予算の減額に伴う一般会計からの繰入金の減です。

7款町債、1項2目集落排水施設債、1,390万円の増は、農業集落排水事業の事業費の増に伴い、借入額を増額するものです。

以上で「歳入」を終わります。

9ページをお開きください。

「3. 歳出」です。

目の欄の補正額で御説明いたします。

3款集落排水施設費、1項3目施設整備費、2,780万円の増は、農業集落排水事業で補助金の追加採択見込みによる増です。

5款給与費、1項1目給与費、30万円の減は、人事院勧告に伴う給与改定及び会計間交流など、給与等の精査によるものです。

次に、11ページをお開きください。

「補正予算給与費明細書」です。

「1一般職」、(1)の「総括」で、上の表の下段、比較の欄で御説明いたします。

職員数の増減はございません。

給料13万円の減、職員手当3万1,000円の減、給与費計で16万1,000円の減、共済費13万9,000円の減、合計で30万円の減となるものです。

下の表の職員手当の内訳は、手当ごとの増減内容となります。

その下の「(2)給料及び職員手当の増減額の明細」及び12ページの「給料及び職員手当の状況」につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第78号下水道事業特別会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) 議案第78号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第 9 議案第 79 号

○議長（西原 浩君） 日程第 9 議案第 79 号令和元年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○老人保健施設事務長（竹中利哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長（竹中利哉君） はい。

議案第 79 号令和元年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）の内容について説明いたします。

別冊の別海町介護サービス事業特別会計補正予算書 1 ページをお開きください。

令和元年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）。

令和元年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 210 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3,260 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開きください。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

4 款繰入金、1 項で 210 万円の増。

歳入合計で 210 万円の増です。

次に、「歳出」です。

1 款介護サービス事業費、1 項で 355 万円の増。

3 款給与費、1 項で 145 万円の減。

歳出合計で 210 万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5 億 3,260 万円とするものです。

次に、「歳入歳出補正予算事項別明細書」ですが、1 の「総括」は説明を省略し、2 の「歳入」から説明をいたします。

5 ページをお開きください。

「2. 歳入」です。

目の補正額で説明いたします。

4 款繰入金、1 項 1 目繰入金、210 万円の増は、歳出予算に対する歳入予算不足を増額するものです。

「歳入」は以上です。

7 ページをお開きください。

「3. 歳出」です。

同じく目の補正額で説明します。

1 款介護サービス事業費、1 項 1 目老人保健施設費、355 万円の増は、兼務発令されております理学療法士の勤務実績増に伴う給与費負担金を増額するものです。

続いて、8ページをお開きください。

3款給与費、1項1目給与費、145万円の減は、人事院勧告に基づく給与改定に伴う給与費及び手当の増、会計間の職員の異動に伴う減などを精査し、総体で減額となるものです。

「歳出」につきましては以上です。

9ページをお開きください。

「補正予算給与費明細書」です。

「1一般職」、「(1)総括」です。

比較の欄で説明いたします。

職員数は、会計間異動で1名の減。

給与費のうち、給料は150万円の減、職員手当は23万円の増で、給与費合計127万円の減となります。

共済費は、60万円の減。

合計で187万円の減です。

下の表、職員手当の内訳は、各種手当の増減内容となっております。

続いて、10ページの「(2)給料及び職員手当の増減額の明細」及び11ページから13ページの「(3)給料及び職員手当の状況」につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第79号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第79号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第10 議案第80号

○議長（西原 浩君） 日程第10 議案第80号令和元年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○病院事務課長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務課長。

○病院事務課長（小川信明君） はい。

議案第80号の内容説明をいたします。

別冊の町立別海病院事業会計補正予算書の1ページをお開き願います。

令和元年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号）。

第1条、総則。

令和元年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の1款病院事業収益、2項で50万円を増額し、合計で21億792万円とするものです。

次に、支出の1款病院事業費用、1項と2項で1,246万9,000円を減額し、合計

で23億997万8,000円とするものです。

次に、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第7条に掲げる経費を次のとおり改める。

1号、職員給与費を3,986万8,000円減額し、12億8,804万3,000円とする。

2ページをお開きください。

第4条、たな卸資産の購入限度額。

予算第9条に定める購入限度額を次のとおり改める。

たな卸資産の購入限度額2億2,200万円を2億6,340万円に改める。

次に、3ページの「補正予算実施計画」は省略させていただき、「補正予算に関する説明書」です。

4ページをお開き願います。

「令和元年度 町立別海病院事業会計補正予算実施計画説明書」です。

先ほど款項で説明いたしましたので、目の補正額で説明いたします。

「収益的収入及び支出」の「収入」です。

1款病院事業収益、2項7目その他医業外収益、50万円の増は、保険金収入を計上したものです。

次に、「支出」です。

1款病院事業費用、1項1目給与費、4,026万8,000円の減は、6ページ中段までとなりますが、給与改定及び職員の採用、退職等に係る支出見込み額精査による減額です。

6ページをお開きください。

2目材料費、2,120万円の増は、今後の支出見込み額精査による増額です。

3目経費、609万9,000円の増額は、今後の消耗品の支出見込み額精査による増と、給食委託業務に係る委託料の増及び今後の手数料の支出見込み額精査による増額によるものです。

次に、2項2目雑損失、50万円の増は、見舞金を計上するものです。

続いて、7ページの「令和元年度補正予算 町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）」です。

現金の流れを示した表になります。

右下、下段の部分で説明いたします。

右側の下から3段目、資金増加額の見込みで、1億8,079万9,000円の減額見込みとなり、資金期末残高で6,956万9,000円となる予定です。

続きまして、8ページをごらんください。

「給与費明細書」です。

「1総括」。

下段の比較、合計欄で説明いたします。

職員数、3名の増。

給料880万円の減、報酬・賃金1,755万3,000円の減、手当809万4,000円の減、法定福利費で542万1,000円の減。

合計で3,986万8,000円を減額し、補正後の合計額を12億8,804万3,000円とするものです。

以下、12ページまで省略させていただきます。

13ページをごらんください。

「令和元年度 町立別海病院事業予定損益計算書」です。

右下、下段の下から3行目をごらんください。

当年度純損失を見込み、1億5,691万2,000円となる見込みで、1番下の当年度未処理欠損金が23億9,777万5,000円となる見込みです。

14ページの「令和元年度 町立別海病院事業予定貸借対照表」と15ページの「注記表」の説明は省略させていただきます。

以上で議案第80号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第80号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで1時まで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第81号

○議長（西原 浩君） 日程第11 議案第81号令和元年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） 議案第81号の内容説明をいたします。

別冊の令和元年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和元年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、総則。

令和元年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

1 款水道事業収益、2 項で1,000円を追加し、10億5,405万5,000円とするものです。

収益的支出です。

1 款水道事業費用、1 項で8,000円を減額し、8億1,448万8,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億3,057万2,000円は、減債積立金1億

6,379万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,050万円、過年度分損益勘定留保資金1億1,627万4,000円で補てんするものとする。)資本的支出です。

1款資本的支出、1項で2万2,000円を減額し、7億3,167万2,000円とするものです。

2ページをお開きください。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

1号職員給与費、39万2,000円を減額し、5,118万8,000円とするものです。

3ページの「補正予算実施計画」の説明は省略させていただきます。

4ページをお開きください。

「令和元年度 別海町水道事業会計補正予算実施計画説明書」です。

目の欄、補正予定額で御説明いたします。

「収益的収入及び支出」の「収入」です。

1款水道事業収益、2項4目雑収益、1,000円の増は、臨時職員の任用者確定による雇用保険料の増です。

次に、「支出」です。

1款水道事業費用、1項1目原水及び浄水費、1万1,000円の増、2目配水及び給水費、3万6,000円の増は、いずれも人事院勧告に伴う給与改定及び法定福利費等の精査によるものです。

5ページにお進みください。

4目総係費、5万5,000円の減は、人事院勧告に伴う給与改定、臨時職員の任用者確定による賃金及び法定福利費等の精査によるものです。

次に、「資本的収入及び支出」の「支出」です。

1款資本的支出、1項1目事務費、2万2,000円の減は、人事院勧告に伴う給与改定及び法定福利費等の精査によるものです。

次に、6ページをお開きください。

「令和元年度 別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）」です。

現金の流れを示した表になります。

下から3行目をごらんください。

資金増減額の見込みです。

1億297万6,000円の増額となり、下段の資金期末残高で26億379万9,000円となる予定です。

7ページにお進みください。

「補正予算給与費明細書」です。

「1. 総括」。

上の表の下段、比較の合計欄で御説明いたします。

職員数に増減はございません。

給料6万4,000円の増、手当17万1,000円の増、給与費計で23万5,000円の増。

法定福利費、62万7,000円の減。

合計で39万2,000円の減となります。

以下、手当の内訳から9ページまでの説明は省略させていただきます。

10ページをお開きください。

「令和元年度 別海町水道事業予定損益計算書」です。

下から4行目をごらんください。

当年度純利益の見込みです。

1億8,906万7,000円となる予定です。

次の11ページ、「令和元年度 別海町水道事業予定貸借対照表」と12ページの「注記表」の説明は省略させていただきます。

以上で議案第81号水道事業会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第81号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第12 議案第82号

○議長（西原 浩君） 日程第12 議案第82号第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

議案第82号の内容説明に入る前に、次の議案である議案第83号も含め、このたびの条例制定に至る経緯等について申し上げます。

別冊の議案資料1ページをお開き願います。

初めに、資料の「1 条例の趣旨・経緯」についてです。

非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の改正により、これまで各地方公共団体によってさまざまな方式で任用されてきた非常勤職員については、令和2年4月1日から会計年度任用職員として全国的に統一をされた制度に基づく任用に移行されることとなりました。

このため、新たな制度である会計年度任用職員についても、正職員同様、給与は条例で定め、条例に基づかない限り支給することができないとする地方公務員法の規定に基づき、会計年度任用職員の給与に関する条例を新たに制定するものです。

次に、2の「会計年度任用職員の種類」についてです。

会計年度任用職員は、勤務時間により、第2号会計年度任用職員と第1号会計年度任用職員の2種類に分かれることになります。

（1）の第2号会計年度任用職員とは、通称フルタイム会計年度任用職員と言いますが、1週間の勤務時間が正職員と同じ38時間45分の職員のことを意味し、当該職員には、給料・手当が支給されることとなります。

（2）の第1号会計年度任用職員とは、通称パートタイム会計年度任用職員と言いますが、1週間の勤務時間が正職員の38時間45分より短い職員のことを意味し、当該職員

には報酬、期末手当及び費用弁償が支給されることとなります。

3以降の「条例の概要」につきましては、この後の個別の条例の内容説明の中で申し上げます。

それでは、これから議案第82号第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についての内容を御説明いたします。

議案書では、6ページから10ページまでに条例を記載しておりますけれども、議案の朗読は省略をさせていただき、議案資料により説明をさせていただきます。

議案資料の3ページをお開き願います。

本条例は、先ほど申し上げました、1週間の勤務時間が正職員と同じ38時間45分となる、いわゆるフルタイムで勤務する会計年度任用職員の給与に関し、新たに条例を制定するものです。

それぞれの条文の下に四角で囲んだ解説を掲載しておりますので、参考としていただきたいと思います。

まず、第1条は、この条例の趣旨ですが、地方公務員法の規定に基づき、1週間の勤務時間が正職員と同様の38時間45分で勤務する職員を第2号会計年度任用職員という名称とし、当該職員の給与に関し、必要な事項を定めることを規定しているものです。

第2条は、第2号会計年度任用職員への給与の支払いについて定めるもので、第1項では、給与は現金で支払わなければならないことを、第2項では、当該職員の申し出により、口座振替にて支払うことができることを、また、第3項では、当該職員の給与から控除できるものについて第1号から第4号までに規定をしているものです。

次の第3条については、資料3ページから4ページにかけての記載となりますが、第3条は、第2号会計年度任用職員の給料について定めるもので、第1項では、給料及び支給可能な手当について定めています。

第2項では、第2号会計年度任用職員に宿舍・食事等が支給される場合は、一般職の常勤職員同様、給料から控除することを定めています。

第4条は、第2号会計年度任用職員に使用する給料表を定めるもので、第1項では、正職員の給与条例に規定する給料表を準用するものとし、第1号から第4号に掲げる給料表の区分ごとに適用範囲の号俸を定めています。

第2項では、第2号会計年度任用職員の職務は、その困難度等に基づき給料表に定める職務の級に分類し、基準となるべき標準的な職務の内容を別表に定めているものです。

この別表につきましては、資料9ページをお開き願います。

9ページの下段に、基準となるべき標準的な職務として職務基準表を掲載しておりますので御参照願います。

それでは、資料4ページにお戻り願います。

第5条では、第2号会計年度任用職員の職務ごとの級及び号俸は別に定めることを規定しています。

次に、第6条は、資料4ページ下段から5ページ上段にかけて記載していますが、第6条では、第2号会計年度任用職員の給料の支給方法を、続く第7条では、給与の減額についてそれぞれ定めているもので、いずれも正職員の定めと同様としているものでございます。

次の第8条は、第2号会計年度任用職員の特殊勤務手当について、第9条は、同じく時間外勤務手当について、第10条は、同じく休日勤務手当について、資料5ページ下段か

ら6ページ上段にかけての第11条は、同じく夜間勤務手当についてそれぞれ定めているもので、また、続く第12条は、第2号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出について、第13条では、第2号会計年度任用職員の宿日直手当について定めるものですが、いずれも正職員と同様の内容となることを規定しているものです。

次に、第14条、期末手当についてです。

第1項では、任期が6カ月以上の第2号会計年度任用職員の期末手当は正職員と同様の内容となることを規定しています。

第2項では、6カ月未満の任期の合計が1会計年度内で6カ月以上に達した第2号会計年度任用職員は期末手当の支給対象となることを規定しています。

また、第3項では、前会計年度末日まで任用されていた第2号会計年度任用職員が、翌年度、引き続き任用された場合、その任期の合計が6カ月を超える場合は6月の期末手当の支給対象となることを規定しています。

資料7ページをお開きください。

第15条は、第2号会計年度任用職員の期末手当を支給しない場合について、第16条は、第2号会計年度任用職員の期末手当の一時差しとめについて定めるものですが、いずれも正職員と同様の内容となることを規定しています。

第17条は、第2号会計年度任用職員の特地勤務手当について、第18条は、同じく通勤手当について、第19条は、同じく広域異動手当についてそれぞれ定めるもので、いずれも正職員と同様の内容となることを規定しているものです。

次に、8ページに移ります。

第20条は、地域おこし協力隊の給与の特例について定めるもので、第1項では、地域おこし協力隊の給料は、その雇用の特殊性から正職員の給与条例に規定する給料表を準用せず、月額25万円以内とすることを規定しています。

第2項では、地域おこし協力隊には第14条で規定する期末手当の規定は適用せず、期末手当を支給しないことを定めています。

第21条は、医師の給与の特例について定めるもので、第1項では、医師の給料は、その職務の特殊性から正職員の給与条例に規定する給料表を準用せず、月額212万1,000円以内とすることを規定しています。

第2項では、医師には、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当のそれぞれの規定は適用せず、それらを支給しないことを定めています。

第22条は、第2号会計年度任用職員が地方公務員法の規定に基づき休職にされたときは、その期間中は給与を支給しないことを規定しています。

第23条では、本条例の施行に関し必要な事項については、規則に委任することを規定しています。

9ページをお開きください。

附則として、第1項では、本条例の施行日は、令和2年4月1日としています。

第2項では、会計年度任用職員への移行に係る経過措置として、令和2年3月31日現在、非常勤職員として任用されている職員が、令和2年4月1日から引き続き同様の職務内容で会計年度任用職員として任用された場合において、本条例の適用を受けることとなった場合の給料が、施行日前日における賃金の月額・日額・時給に達しない場合は、達するまでの間については、その差額を給料として支給することができることを規定しているものです。

以上で議案第82号の内容説明とさせていただきます。

○議長（西原 浩君） 議案第82号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○11番（瀧川榮子君） 議長。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

9ページなのですが、新しい条例が適用されると、今までもらっていた賃金よりも金額が少なくなるということで、その差額を給料として支給することができる」「同じ金額になるまで、差額を給料として支給することができる」ということを規定しています、ということなのですが、これは「できる規定」ですが、別海町としては、支給することとしているのかどうかということをお聞きします。

それと、もう1点ですね。

4ページに、「第2号の会計年度任用職員では、正職員の給料表を準用することになっている」ということなのですが、それでもなおかつ、今よりも給料が下がることが予想されるようなことがあると思うのですが、不利益をこうむらないような正当な評価はどのようにして行われるのかということについてお聞きします。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

2点質問をいただきました。

まず、附則で定める経過措置についてが「できる規定」である、ということに関する質問なのですが、基本的に、この制度移行に関する制度設計なのですが、現状の賃金水準、あるいは嘱託職員であれば給料水準になりますけれども、それを下回らないような形での制度設計としておりますので、基本、原則的には下回ることはないということを想定しております。

しかしながら、そういうことがあり得た場合については、その差額についてしっかり到達するまではきちんと措置をする、ということをやっているもので、今の制度設計の中では原則起こり得ないというような形での制度設計としております。

そのことから、第4条の給料表に関する御質問もございましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、現状の制度設計の中では現行水準を基本的に下回らないという形の中で制度設計をしているところでございます。

以上です。

○議長（西原 浩君） 瀧川議員よろしいですか。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第82号第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定の件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎日程第13 議案第83号

○議長（西原 浩君） 日程第13 議案第83号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

議案第83号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についての内容を御説明いたします。

議案書では、11ページから17ページまでに条例を記載しておりますけれども、議案の朗読は省略させていただき、議案資料により説明をさせていただきます。

議案資料の10ページをお開き願います。

本条例は、1週間の勤務時間が正職員の38時間45分より短い、いわゆるパートタイムで勤務する会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し、新たに条例を制定するものです。

それぞれ条文の下に四角で囲んだ解説を掲載しておりますので、参考としていただきたいと思います。

まず、第1条は、この条例の趣旨ですが、地方公務員法の規定に基づき、1週間の勤務時間が正職員の38時間45分より短い時間で勤務することで採用された職員を第1号会計年度任用職員という名称とし、当該職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを規定しているものです。

第2条は、第1号会計年度任用職員への報酬の支払いについて定めるものです。

第1項では、報酬の額は、月額が30万円以内、日額は1万4,300円以内、時間額は1,850円以内とすることを、第2項では、第1号会計年度任用職員には、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬及び期末手当並びに費用弁償を支給することを、また、第3項では、第1項及び第2項に定める報酬等の支給方法について規定しています。

次の第3条については、10ページ下段から11ページ上段にかけての記載となりますが、第3条は、第1号会計年度任用職員の特殊勤務報酬について定めるもので、第1項では、正職員の特殊勤務手当に相当する種類の勤務に従事した場合に支給することを、第2項では、当該報酬の支給に当たっては、正職員に支給される特殊勤務手当と同様の内容での支給となることを規定しています。

第4条は、第1号会計年度任用職員の時間外勤務報酬についてです。

12ページ中段までとなります。

第1項は、第1号会計年度任用職員の時間外勤務報酬を定めるもので、正規の勤務時間以外に勤務することを命じられた当該職員には時間外勤務報酬を支給することを規定しています。

第2項から第6項では、時間外勤務報酬の支給に関し、時間外勤務を行った実績内容に応じ、それぞれ報酬額の算出について、正職員に支給される時間外勤務手当と同様の内容で支給することを規定しているものです。

次の第5条は、12ページ下段から13ページ上段にかけての記載となりますが、第1項は、第1号会計年度任用職員の休日勤務報酬について定めるもので、休日において正規の勤務時間中に勤務することを命じられた当該職員には休日勤務報酬を支給することを

規定しています。

第2項では、当該報酬の支給に当たっては、正職員に支給される休日勤務手当と同様の内容での支給となることを規定しています。

第6条は、第1号会計年度任用職員の夜間勤務報酬について定めるもので、正規の勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である当該職員には夜間勤務報酬を支給することを規定しています。

第2項では、当該報酬の支給に当たっては、正職員に支給される夜間勤務手当と同様の内容での支給となることを規定しています。

次に、第7条、期末手当についてです。

13ページ中段から14ページ上段に記載をしています。

第1項第1号では、期末手当は、任期が6カ月以上の第1号会計年度任用職員、または6カ月未満の任期であっても再度の任用によりその合計が1会計年度内で6カ月以上になる第1号会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日に在職する者に対して、それぞれ支給することを規定しています。

また、第2号は、期末手当の支給額を規定していますが、支給額の計算については正職員と同様の内容となっています。

第3号では、前会計年度に任用されていた第2号会計年度任用職員が、翌年度、引き続き任用された場合、その任期の合計が6カ月を超える場合は支給対象となることを規定しています。

また、第2項では、1項で定めるもののほか、第1号会計年度任用職員の期末手当の支給に当たっては、正職員に支給される期末手当と同様の内容での支給となることを規定しています。

第8条は、第1号会計年度任用職員の報酬の支給方法について定めるもので、第1項では、報酬の計算期間について、第2項では、新たに職員となった場合の報酬の支給について、第3項では、退職した場合の支給についてそれぞれ規定をしているものです。

第4項では、月額報酬の第1号会計年度任用職員の報酬を計算期間の途中で計算する場合の日割り計算の方法について規定をするものです。

次の第9条は、14ページ下段から15ページ上段にかけての記載となりますが、第9条は、第1号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出について定めるもので、第1号では月額報酬、第2号では日額報酬、第3号では時間額報酬についてそれぞれ算出方法を規定しています。

第10条は、第1号会計年度任用職員の報酬の減額について定めるもので、年次有給休暇、病気休暇、有給の特別休暇、職務に専念する義務の免除を受けた場合以外に正規な勤務時間に勤務をしなかった場合は、1時間につき、勤務1時間当たりの報酬を減額することを規定しています。

第11条は、第1号会計年度任用職員の報酬から控除できるものについて、それぞれ第1号から第4号までに規定をしているものです。

第12条は、第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用について定めるもので、第1項では、当該費用の弁償をすることを、第2項では、正職員の通勤手当と同様の内容で計算したものを費用弁償として支給することを規定しています。

続いて、16ページに移ります。

第13条は、第1号会計年度任用職員の出張の費用の弁償について定めるもので、第1

項では、当該費用の弁償をすることを、第２項では、正職員の旅費の規定についてと同様の内容で計算したものを費用弁償として支給することを規定しています。

第１４条は、外国語指導助手の報酬の特例について定めるもので、第１項では、外国語指導助手の報酬は、その職務の特殊性から本条例第２条で定める報酬の額の規定にかかわらず、月額３３万円以内とすることを規定しています。

第２項では、外国語指導助手には、月額報酬以外の報酬及び期末手当は支給しないことを規定しています。

第１５条は、医師の報酬の特例について定めるもので、第１項では、医師の報酬は、その職務の特殊性から本条例第２条で定める報酬の額の規定にかかわらず、月額の場合は２１２万１,０００円、日額の場合は１０万１,０００円の範囲内とすることを規定しています。

第２項では、月額、日額報酬及び特殊勤務報酬以外の時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬及び期末手当は支給しないことを規定しています。

次の第１６条は、１６ページ下段から１７ページ上段にかけての記載となりますが、第１６条は、第１号会計年度任用職員が地方公務員法の規定に基づき休職にされたときは、その期間中は、いかなる報酬、期末手当及び費用弁償も支給しないことを規定しています。

第１７条では、本条例の施行に関し必要な事項については、規則に委任することを規定しています。

附則として、第１項では、本条例の施行日は、令和２年４月１日としています。

第２項では、会計年度任用職員への移行に係る経過措置として、令和２年３月３１日現在、非常勤職員として任用されている職員が、令和２年４月１日から引き続き同様の職務内容で会計年度任用職員として任用された場合において、本条例の適用を受けることとなった場合の報酬の月額、日額及び時間額が、施行日前日における賃金の月額・日額・時給に達しない場合は、達するまでの間については、その差額を報酬として支給することができることを規定しています。

以上で議案第８３号の内容説明とさせていただきます。

○議長（西原 浩君） 議案第８３号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第８３号第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定の件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎日程第１４ 議案第８４号から日程第２０ 議案第９０号

○議長（西原 浩君） 日程第１４ 議案第８４号職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第１５ 議案第８５号職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第１６ 議案第８６号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第１７ 議案第８７号公益的法人等への別海町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第

18 議案第88号別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第19 議案第89号職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第20 議案第90号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての7件については、関連がありますので一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい。

それでは、議案第84号から議案第90号までの7件について、一括して内容説明をいたします。

本案については、地方公務員法及び地方自治法の改正により、地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用を図るため、新たに会計年度任用職員制度が創設されたことから、地方公務員一般職に適用する各規定が会計年度任用職員にも適用されるため、関連する条例の改正を行うものです。

それでは、議案の説明をいたします。

議案の18ページをお開きください。

議案第84号職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料の18ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表となっています。

まず、第3条において、職員の休職期間は、3年を超えない範囲内において任命権者が定めるということになっておりますが、地方公務員法改正の条項により、会計年度任用職員については、任用期間は1会計年度以内になっていることから、第3条に第5項を追加し、任命権者が定める任期の範囲内とする条文を新たに追加するものです。

また、第5条の失職の例外ですが、これは、会計年度任用職員制度以外の改正で、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、地方公務員法第16条に規定されている、地方公務員となること、及び競争試験もしくは選考を受けることができない者のうち、第1号に規定されている「成年被後見人又は保佐人」の規定が削除されましたので、第2号が繰り上がったことに伴い、該当条文を引用している箇所を「第1号」に改めるものであります。

附則として、会計年度任用職員に係る改正については、令和2年4月1日から施行し、第5条第1項の成年被後見人に関する改正については、令和元年12月14日から施行するものであります。

続いて、議案の19ページをお開き願います。

議案第85号職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料は19ページになります。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表となっています。

第3条において、給与の減給効果を定めておりますが、地方公務員法第22条の2第1項第1号で規定しているパートタイム会計年度任用職員については、給与に当たる部分が

報酬となることに伴い、条文を改めるものであります。

附則として、この条例は、令和２年４月１日から施行するものです。

続いて、議案の２０ページになります。

議案第８６号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料は２０ページになります。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

第７条第２項において、基準日に係る勤勉手当の支給について規定していますが、会計年度任用職員は勤勉手当の支給対象外となっておりますので、除外規定を追加するものです。

第８条については、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整対象から、会計年度任用職員を除外することを追加規定するものです。

附則として、この条例は、令和２年４月１日から施行するものです。

続いて、議案の２１ページをお開きください。

議案第８７号公益的法人等への別海町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これも議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料２２ページになります。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

第２条の職員の派遣ですが、地方公務員法第２２条に規定している条件つき採用の規定が、改正により１項のみの条文になったことに伴い、改正とあわせて文言の整理を行うものであります。

附則として、この条例は、令和２年４月１日から施行するものです。

続いて、議案の２２ページになります。

議案第８８号別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これも議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料は２３ページになります。

条例の新旧対照表です。

第３条において、毎年、町長に対し、前年度における人事行政の運営の状況報告事項にかかわる報告対象としない非常勤職員のうち、適用除外職員として、地方公務員法第２８条の５第１項に規定する再任用短時間勤務職員と、地方公務員法第２２条の２第１項第２号に規定するフルタイム会計年度任用職員を除くことを規定する条文を追加するものであります。

附則として、この条例は、令和２年４月１日から施行するものです。

続いて、議案の２３ページをお開き願います。

議案第８９号職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これも議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料は２４ページになります。

条例の新旧対照表です。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等につきましては、別に定めることとなることを新たに委任規定として追加するものとなっております。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

続いて、議案の24ページになります。

議案第90号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これも議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料は25ページになります。

条例の新旧対照表です。

別表の1となっておりますが、地方公務員法の改正により、「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職」については、その事務内容が「専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断を行うものに限る」と限定されたことから、病院や診療業務に当たる医師については、特別職ではなく一般職となるため条文から削除するものであります。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

以上で議案第84号から議案第90号までの内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第84号から議案第90号までの7件について、内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第21 議案第91号から日程第24 議案第94号

○議長（西原 浩君） 日程第21 議案第91号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第22 議案第92号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第23 議案第93号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第24 議案第94号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4件については、関連がありますので一括議題といたします。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい。

それでは、議案第91号から議案第94号までの4件について一括して内容説明をいたします。

最初に、本年の給与改正に関する経過について申し上げます。

人事院は、本年8月7日、国家公務員の給与改定について、月例給で平均0.1%、手当で0.05カ月、それぞれ引き上げることなどを内容とする勧告を行いました。

この人事院勧告を受け、本年10月11日、国家公務員の給与を人事院勧告どおり改定することを閣議決定し、11月15日の臨時国会で関係改正法案が成立したところであります。

次に、今回の人事院勧告について若干御説明を申し上げます。

勧告では、企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の1万2,500事業所の約55万人の民間従業員を対象に個人別給与を調査し、本年4月の給与について民間と国家公務員を比較した結果、国家公務員給与が389円、率で0.09%下回っており、この格差を解消するため月例給の引き上げ改正を行おうとするものです。

改正する事項として、給料表（一）については、一般職の大卒初任給を1,500円、高卒の初任給を2,000円それぞれ引き上げ、これを踏まえ30歳台半ばまでの職員は、平均改定率0.1%を引き上げることを基本とし、本年4月にさかのぼって実施するものであります。

なお、その他の給料表についても、給料表（一）との均衡を基本に改正するものであります。

次に、ボーナスは、昨年8月から本年7月までの1年間で、民間の支給割合が4.51カ月であり、国家公務員の4.45カ月を0.06カ月上回っていることから、0.05カ月分を引き上げ4.5カ月とし、本年度は、12月期の勤勉手当を引き上げ、令和2年度からは、6月期及び12月期の勤勉手当に均等に配分することとしております。

そのほかの改正では、住居手当の改正で、公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、手当支給額の上限を1,000円引き上げる改正であります。

以上が、本年の人事院勧告の主な内容となっております。

これら人事院勧告の内容を受けまして、今回の条例改正につきましては、給与改定勧告を基本とし、職員組合の意見も聞きながら、従来どおり人事院勧告の内容に沿った所要の改正を行おうとするものです。

また、別海町議会議員、特別職及び教育長に12月に支給する期末手当について、人事院勧告に合わせ、支給率を100分の5引き上げる改正を行うものであります。

それでは、議案の説明をいたします。

議案の25ページをお開きください。

議案第91号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料は、26ページになります。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

第6条第2項第2号ですが、12月に支給する期末手当の支給率を100分の5引き上げ、現行「100分の310」を「100分の315」に改正するものです。

次の附則第1項では、この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用するものです。

また、附則第2項では、改正前の別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された12月の期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす、とするものです。

続いて、議案の26ページになります。

議案第92号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これにつきましても議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料は２７ページになります。

第４条第４項第２号ですが、特別職の１２月に支給する期末手当の支給率を１００分の５引き上げ、現行「１００分の２４５」を「１００分の２５０」に改正するものです。

次の附則の第１項では、この条例は、公布の日から施行し、令和元年１２月１日から適用するものです。

また、附則の第２項では、改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された１２月の給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす、とするものです。

次に、議案の２７ページをお開きください。

議案第９３号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第９３号につきましても議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料は２８ページ、条例の新旧対照表です。

第３条第４項第２号ですが、教育長の１２月に支給する期末手当の支給率を１００分の５引き上げ、現行「１００分の２４５」を「１００分の２５０」に改正するものです。

次の附則の第１項では、この条例は、公布の日から施行し、令和元年１２月１日から適用するものです。

また、附則の第２項では、改正前の教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例に基づいて支給された１２月の給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす、とするものです。

続いて、議案の２８ページをお開きください。

議案第９４号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の主な内容は３点です。

１点目は、人事院勧告による勤勉手当の支給月数の引き上げ及び給料表の改正並びに住居手当に関する改正。

２点目は、人事院勧告以外の改正で、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人の一律な権利制限が見直されたことにより、これまでの欠格条項により資格等を排除する仕組みから、その能力の有無を個人的、実質的に審査し、判断する仕組みに移行されましたので、関係する条項の改正をするもの。

そして、３点目は、会計年度任用職員制度の創設により、関係する条項の改正となっております。

それでは、議案の内容説明をいたします。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料は２９ページになります。

こちらは、第１条改正となります。

この改正については、成年被後見人に関する改正となっております。

右側の改正前の第１６条と第１６条の２第１項第２号の期末手当に関する下線部分、３０ページに移っていただいて、第１７条第１項の勤勉手当の下線部分、そして第２０条第６項の休職者給与の下線部分については、いずれも成年被後見人の欠格条項の権利を制限している条項となっておりますので、それぞれの下線部分について削除するものです。

続いて、議案資料の３３ページをお開きください。

こちらは、第２条改正となります。

右側改正前、第１７条第２項第１号、勤勉手当の下線部分「１００分の９２．５」を改正後に「６月に支給する場合においては１００分の９２．５、１２月に支給する場合においては１００分の９７．５」に改正するものです。

続いて、下段の別表第１、給料表の改正ですが、それぞれの給料表の給与月額についての説明は省略いたします。

給料表（一）で、初任給について、民間の初任給との間に差があることから大卒初任給を１，５００円、高卒の初任給を２，０００円それぞれ引き上げ、これを踏まえ３０歳台半ばまでの職員は、平均改定率０．１％引き上げる改正をしています。

なお、その他の給料表（二）から（四）についても、給料表（一）との均衡を基本に改正するものです。

給料表は、５５ページまでとなっております。

続いて、議案資料の５６ページをお開きください。

こちらは、第３条改正となります。

まず、右側改正前の第９条の２、住居手当の改正です。

第９条の２第１項第１号下線部分の手当の支給対象となる家賃の下限額「１２，０００円」を４，０００円引き上げ、左側改正後で「１６，０００円」に改正するものです。

次に、第９条の２第２項は手当の支給額についてですが、第１号ア及びイに掲げる額については、下限額の引き上げに伴い、手当を算出する基礎額及び控除額をそれぞれ４，０００円引き上げる額に改正するものです。

基礎額である「２３，０００円」は「２７，０００円」に、控除額の「１２，０００円」は「１６，０００円」に、また、手当額算出のための上限となる「１６，０００円」を１，０００円引き上げ、「１７，０００円」に改正するものです。

これによって、住居手当額の限度額は、２万７，０００円から２万８，０００円となります。

次に、下段、第１７条の勤勉手当について、次の５７ページに進んでいただいて、第１号下線部分、令和２年度から６月・１２月の支給割合を変更するもので、「６月に支給する場合においては１００分の９２．５、１２月に支給する場合においては、１００分の９７．５」を「１００分の９５」に改正するものです。

続いて、第１９条、その他の給与については、人勸に関する改正ではありませんが、会計年度任用職員制度に関する改正で、常勤を要しない職員については、これまで予算の範囲内で給与を支給できるとされていましたが、新たな会計年度任用職員の条例を制定することに伴い、別に条例で定めることに改正するものです。

次に、附則ですが、議案資料の３１ページに戻っていただいて、附則といたしまして、第１項では、施行期日を公布の日から施行するものとし、第１条の規定は、令和元年１２月１４日から、そして第３条の規定は、令和２年４月１日から施行するものです。

第２項では、本年１２月に支給する勤勉手当の支給月数の変更及び改正後の給料表の適用を平成３１年４月１日にさかのぼって適用するものです。

第３項では、改正前の別海町職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす、とするものです。

第４項は、住居手当の支給に関する経過措置として、今回の改正に伴い当該住居手当の

支給月額が2,000円を超えて減ぜられることとなる職員に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、減となる手当が2,000円を超えないよう所要の措置を講ずるものであります。

第5項は、規則への委任。

前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとご
ざいます。

以上で議案第91号から議案第94号までの内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第91号から議案第94号までの4件について内容説明が終
わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで10分間休憩します。

午後 2時04分 休憩

午後 2時12分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第25 議案第95号

○議長（西原 浩君） 日程第25 議案第95号別海町有乗合自動車の運行等に関する
条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○防災交通課長（麻郷地聡君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 防災交通課長。

○防災交通課長（麻郷地聡君） はい。

議案第95号別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて内容を御説明いたします。

議案書の44ページをお開きください。

本条例は、住民の交通手段を確保し、公共の福祉に資するため、道路運送法の規定によ
り行う乗合自動車の運行に関し、必要な事項を定めております。

本案は、消費税率10%引き上げに伴う使用料となる運賃及び停留所名の変更につい
て、条例の一部を改正するものです。

それでは、議案書の朗読は省略させていただき、条例の改正部分について別冊の議案資
料で御説明させていただきます。

議案資料の67ページをお開きください。

距離別使用料及び停留所名の新旧対照表です。

初めに、左の表、「距離別使用料」をごらんください。

使用料の算定方法は、3キロメートルごとに60円を加算し、消費税率を乗じ、10円
未満を切り捨てた額を区間運賃としていきます。

改正前の使用料は、税率5%を転嫁したもので、改正後は10円から最大で40円の増
額となります。

次に、停留所名の変更について。

右表の「停留所名」をごらんください。

左が改正前、右が改正後になります。

全路線の欄では、根室交通と同じ停留所において名称が異なり、町外利用者の方が困惑されていることから施設名とし、「別海バスターミナル」を「別海町交流館ぷらと前」に改めるものです。

上風連につきましては、「香川神社前」を正式名称である「馬頭観世音堂前」に改めるものです。

尾岱沼線につきましては、事業者が現在地に所在がなく、空き地になっていることから、「永井コンクリート」を「永井コンクリート跡」に改めるものです。

５９ページに戻ってください。

５９ページから６６ページまでは、路線ごとの新旧対照表となり、下線部分が改正箇所となります。

本改正の時期につきましては、釧路運輸支局への変更登録の申請期限によるものと、利用される方などへ早期の周知を行うため今定例会に提出するものです。

また、道路運送法の規定により、別海町地域公共交通会議に諮り、１１月２８日付で了承され、合意を得ております。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和２年４月１日から施行するものです。

以上で議案第９５号の内容説明とさせていただきます。

○議長（西原 浩君） 議案第９５号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○１３番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） １３番中村議員。

○１３番（中村忠士君） はい。

１点お聞きしますが、早い話が、運賃の引き上げによって総体としてどのぐらいの増収になるのか、町民の立場からしたらどのぐらいの負担増になるのかということをお聞きしたいと思います。

○防災交通課長（麻郷地聡君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 防災交通課長。

○防災交通課長（麻郷地聡君） はい。

お答えいたします。

現在１２７名の定期券購入者の方がいらっしゃいます。

一概には申し上げられませんが、１カ月定期料、２カ月定期料、３カ月分の定期料と、それぞれ割引率が変わります。

現在の利用者数で、区間ごとに利用している方が３カ月定期を４回購入したと仮定しますと、６６万６,０００円の増になります。

以上です。

○１３番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） １３番中村議員。

○１３番（中村忠士君） はい。

今、定期とおっしゃったのですが、定期購入で利用している方の総体としては６６万６,０００円というのはわかったのですが、利用されるのは定期ばかりですか。

そうではないような気がするので、総体としてどうなるのかということをお聞きしたのです。

○議長（西原 浩君） 暫時休憩いたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時24分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

防災交通課長。

○防災交通課長（麻郷地聡君） はい。

お答えいたします。

昨年度実績で申し上げます。

昨年度、現金一般利用客の方から38万3,644円の収入がありました。

これを10%換算した場合、その差が1万8,268円となります。

以上です。

○議長（西原 浩君） 暫時休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時28分 再開

○議長（西原 浩君） それでは、会議を再開いたします。

防災交通課長。

○防災交通課長（麻郷地聡君） はい。

お答えいたします。

現金で申し上げますと、先ほど言った、ふえる額が1万8,268円。

定期と合わせまして、概算ではありますが、68万4,260円が増額となります。

以上です。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員、よろしいですか。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第26 議案第96号

○議長（西原 浩君） 日程第26 議案第96号別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○老人保健施設事務長（竹中利哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長（竹中利哉君） はい。

議案第96号別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

議案書47ページをお開きください。

本条例につきましては、国の指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の

一部改正に伴いまして、令和元年9月定例会におきまして、老人保健施設の入所及び短期入所に係る居住費の基準額を1日370円から377円に改正したところですが、住民税非課税世帯の利用者が対象となる負担軽減についてのただし書きに漏れがありましたので、今回、ただし書きの文言を追加するため条例の一部を改正するものです。

議案本文の朗読は省略し、議案資料の新旧対照表で説明します。

議案資料の68ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、改正箇所は下線で示しております。

改正内容については、議案資料69ページの下段から70ページ上段にかけての新旧対照表、②居住費のただし書き中の「利用者負担第1段階の者は、0円とする」を「利用者負担第1段階の者は、0円とし、利用者負担第2段階及び利用者負担第3段階の者は、370円とする。」に改めるものです。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から施行するものです。

以上で議案第96号の説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第96号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第27 議案第97号

○議長（西原 浩君） 日程第27 議案第97号別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい。

議案第97号別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の48ページをお開きください。

本条例の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人の一律な権利制限が見直されたことから、印鑑登録できない者及び印鑑登録を抹消しなければならない者の要件のうち成年被後見人に関する規定について改正しようとするものです。

また、このほか印鑑の登録に関する規定についてもあわせて一部改正するものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の71ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

第2条第2項第2号は、印鑑の登録を受けることができない者のうち、「成年被後見

人」を「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改めます。

また、第5条第1項第7号は、住民票の備考欄について、「記録されている」を「記載がされている」に改めます。

72ページにお進みください。

第10条第1項第3号は、印鑑の登録を抹消しなければならない要件のうち、「後見開始の審判を受けたとき。」を「意思能力を有しない者となったとき。」に改めます。

附則としまして、施行期日を令和元年12月14日とするものです。

以上で議案第97号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第97号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第28 議案第98号

○議長（西原 浩君） 日程第28 議案第98号別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） はい。

議案第98号別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の49ページをお開きください。

本条例の改正は、水道法の一部改正により、従来無期限でありました指定給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められ、5年ごとの更新制が導入されたことに伴い、更新に係る申請手数料の制定及び新規申請に係る申請手数料を改正するものです。

また、あわせて引用条項の整理を行うものです。

それでは、議案の内容を説明いたしますが、議案の朗読は省略し、議案資料により御説明いたします。

議案資料の73ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

第11条中第4項中、「50,000円とする。」を「次のとおりとする。」に改め、同項第1号で「新規 10,000円」、第2号で「更新 5,000円」を加えるものです。

次の第15条の2は、引用条項の整理となります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する、とするものです。

以上で議案第98号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第98号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

◎日程第29 議案第99号

○議長(西原 浩君) 日程第29 議案第99号公の施設に係る指定管理者の指定について(地域会館及び福祉館)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長(寺尾真太郎君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 財政課長。

○財政課長(寺尾真太郎君) はい。

議案第99号公の施設に係る指定管理者の指定について内容説明をいたします。

議案の50ページをお開きください。

このたび提案いたします地域会館などにつきましては、平成24年度から指定管理者による運営管理を実施してきましたが、本年度をもって現在の5年間の指定期間が満了となりますことから、指定管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者の選定に関しましては、本年11月6日開催の指定管理者選定委員会において、「本件、施設利用者のほとんどが地域住民であり、施設管理も適切に行われているため、公募によらず、引き続き、地域町内会または運営委員会などに指定管理者として指定すること」、また、「指定管理期間は5年間が適当である」との意見をいただいているところです。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、そして指定管理者につきましては、51ページから52ページまでの別紙に記載しております。

51ページをお開きください。

施設の所在地、管理者の住所、代表者名は省略させていただき、公の施設の名称と指定管理者の名称を読み上げて説明とさせていただきます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設。

番号、1番、名称、中春別ふれあいセンター、指定管理者名称、中春別町内会。

2番、中西別ふれあいセンター、中西別ふれあいセンター運営委員会。

3番、奥行会館、奥行町内会。

4番、美原会館、美原連合町内会。

5番、光進会館、光進町内会。

6番、本別会館、本別連合会。

7番、西春別地域センター、西春別地域センター運営委員会。

8番、西春別風連会館、西春別風連会館運営委員会。

9番、本別海地域センター、本別海町内会。

10番、豊原会館、豊原連合町内会。

11番、大成地域センター、大成地域会館管理委員会。

12番、西春別運動広場、西春別運動広場管理運営委員会。

13番、床丹会館、床丹町内会。

14番、福島会館、福島地区会。

15番、福富会館、福富地区会
16番、北栄会館、北栄町内会。
17番、恩根内会館、恩根内地区会。
52ページです。
18番、高丘会館、高丘地区会。
19番、春日会館、春日地区会。
20番、上風連東会館、上風連東部町内会。
21番、昭和会館、昭和町内会。
22番、中西別第5会館、中西別第5酪農協議会。
23番、北矢臼別会館、北矢臼別地区連合会。
24番、開南会館、開南町内会。
25番、菊水会館、菊水町内会。
26番、富岡会館、富岡町内会。
27番、泉川会館、泉川町内会。
28番、平成会館、平成町内会。
全28施設です。

以上で議案第99号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第99号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第30 議案第100号

○議長（西原 浩君） 日程第30 議案第100号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町交流館）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） はい。

議案第100号公の施設に係る指定管理者の指定について内容を御説明いたします。

議案書53ページをお開きください。

別海町交流館については、平成16年から指定管理者による管理運営を行ってまいりましたが、本年度をもって現在の指定管理期間が満了となることから、指定管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年11月6日開催の指定管理者選定委員会において、「交流館運営のノウハウを習得し、商工会活動を通じ地域住民とさまざまなかわりがある別海町商工会が行うことが適当であり、施設管理も適切に行われていることから、公募によらず、別海町商工会を引き続き指定管理者とすることが適当である」との御意見をいただいているところです。

それでは、以下、議案を朗読し、内容説明にかえさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町交流館。

第2号、所在地、別海町別海旭町67番地1。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町別海旭町67番地1。

第2号、名称、別海町商工会。

第3号、代表者名、会長、橋本淳一。

第3項、指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。

以上、議案第100号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第100号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第31 議案第101号

○議長（西原 浩君） 日程第31 議案第101号公の施設に係る指定管理者の指定について（尾岱沼ふれあいキャンプ場）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） はい。

議案第101号公の施設に係る指定管理者の指定について内容説明いたします。

議案書54ページをお開きください。

尾岱沼ふれあいキャンプ場につきましては、平成16年度から指定管理者による管理運営を行ってきましたが、本年度をもって現在の指定管理期間が満了となることから、指定管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年11月6日開催の指定管理者選定委員会において、「キャンプ場を管理運営するに当たり、そのノウハウを蓄積し、他の観光関連施設の指定管理も行っている株式会社別海町観光開発公社が行うことが適当であり、施設管理も適切に行われていることから、公募によらず、株式会社別海町観光開発公社を引き続き指定管理者とすることは適当である」との御意見をいただいているところです。

それでは、以下、議案を朗読し、内容説明にかえさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、尾岱沼ふれあいキャンプ場。

第2号、所在地、別海町尾岱沼岬町66番地。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町野付63番地。

第2号、名称、株式会社別海町観光開発公社。

第3号、代表者名、代表取締役、曾根興三。

第3項、指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。

以上、議案第101号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第１０１号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第３２ 議案第１０２号

○議長（西原 浩君） 日程第３２ 議案第１０２号公の施設に係る指定管理者の指定について（尾岱沼漁港コミュニティセンター）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） はい。

議案第１０２号公の施設に係る指定管理者の指定について内容説明をいたします。

議案書５５ページをお開きください。

尾岱沼漁港コミュニティセンターについては、平成１６年度から指定管理者による管理運営を行ってきましたが、本年度をもって現在の指定管理期間が満了となることから、指定管理を継続するに当たり、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年１１月６日開催の指定管理者選定委員会において、「コミュニティセンターを管理運営するに当たり、そのノウハウを蓄積し、他の観光関連施設の指定管理も行っている株式会社別海町観光開発公社が行うことが適当であり、施設管理も適切に行われていることから、公募によらず、株式会社別海町観光開発公社を引き続き指定管理者とすることが適当である」との御意見をいただいているところです。

それでは、以下、議案を朗読し、内容説明にかえさせていただきます。

第１項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第１号、名称、尾岱沼漁港コミュニティセンター。

第２号、所在地、別海町尾岱沼港町２３２番地５。

第２項、指定管理者。

第１号、住所、別海町野付６３番地。

第２号、名称、株式会社別海町観光開発公社。

第３号、代表者名、代表取締役、曾根興三。

第３項、指定の期間、令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの５年間とする。

以上、議案第１０２号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第１０２号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第３３ 議案第１０３号

○議長（西原 浩君） 日程第 3 3 議案第 1 0 3 号公の施設に係る指定管理者の指定について（野付半島ネイチャーセンター）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） はい。

議案第 1 0 3 号公の施設に係る指定管理者の指定について内容を説明いたします。

議案書 5 6 ページをお開き願います。

野付半島ネイチャーセンターについては、平成 1 8 年度から指定管理者による管理運営を行ってききましたが、本年度をもって現在の指定管理期間が満了となることから、指定管理を継続するに当たり、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年 1 1 月 6 日開催の指定管理者選定委員会において、「ネイチャーセンターを管理運営するに当たり、そのノウハウを蓄積し、他の観光関連施設の指定管理も行っている株式会社別海町観光開発公社が行うことが適当であり、施設管理も適切に行われていることから、公募によらず、株式会社別海町観光開発公社を引き続き指定管理者とすることが適当である」との御意見をいただいているところで

す。

それでは、以下、議案を朗読し、内容説明にかえさせていただきます。

第 1 項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第 1 号、名称、野付半島ネイチャーセンター。

第 2 号、所在地、別海町野付 6 3 番地 3。

第 2 項、指定管理者。

第 1 号、住所、別海町野付 6 3 番地。

第 2 号、名称、株式会社別海町観光開発公社。

第 3 号、代表者名、代表取締役、曾根興三。

第 3 項、指定管理の期間、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの 5 年間とする。

以上、議案第 1 0 3 号の内容説明といたします。

○議長（西原 浩君） 議案第 1 0 3 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第 3 4 議案第 1 0 4 号

○議長（西原 浩君） 日程第 3 4 議案第 1 0 4 号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町総合スポーツセンター施設）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○教育部次長（石川 誠君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（石川 誠君） はい。

議案第104号公の施設に係る指定管理者の指定について。

議案書57ページをお開きください。

議案の内容を説明いたします。

現在、別海町総合スポーツセンター施設の管理運営に関し、平成29年4月1日より3カ年、一般財団法人別海町地域振興財団を指定管理者として指定し、2期目の管理運営を委任しておりますが、来る令和2年3月31日をもって指定期間が終了することから、新たに指定管理者の指定を行うものであります。

令和2年3月31日の指定期間満了に伴い、ことし8月28日に開催しました公募の有無を判断する指定管理者選定委員会において協議した結果、公募が妥当とされました。

その後、9月17日から公募を行った結果、現在、指定管理者である一般財団法人別海町地域振興財団の1団体から申請がありました。

11月6日、別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則第5条に基づく別海町公の施設に係る指定管理者選定委員会が開催され、今回申請のありました一般財団法人別海町地域振興財団から提出された申請内容について審査の結果、候補者として選定され、指定期間においても3カ年が妥当とされたことから、指定の議決を求めるものであります。

以下、議案を読み上げ説明といたします。

議案第104号公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町総合スポーツセンター施設。

第2号、所在地。

施設一覧及び住所については、いずれも次ページ、58ページの別紙のとおりで、町民体育館から町営テニスコートまで13施設となっております。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町別海川上町139番地の1。

第2号、名称、一般財団法人別海町地域振興財団。

第3号、代表者名、代表理事、磯田忠雄。

第3項、指定の期間、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とする。

以上で議案第104号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第104号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第35 議案第105号

○議長（西原 浩君） 日程第35 議案第105号別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場他の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） はい。

議案第105号の内容説明をいたします。

議案書の59ページをお開きください。

本案は、令和元年6月21日、議案第50号により議決を経て締結した別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場他の建設工事委託に関する協定について、協定の金額を変更する必要が生じたことから変更協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、協定の金額、変更前、3億6,280万円（内消費税及び地方消費税額3,298万1,818円）、変更後、2億2,690万円（内消費税及び地方消費税額2,062万7,272円）。

2、協定の相手方、東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団、理事長、辻原俊博。

3、変更理由、日本下水道事業団が行った工事契約における工事量及び機器単価の精査による減額。

現在、12月2日付で仮協定を締結しているところでございます。

内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の74ページをお開きください。

工事概要です。

1の事業名から4の工事種目までは変更はなく、記載のとおりでございます。

変更内容につきましては、さきの補正予算で御説明したとおりでございます。

5の工事費で、上段の表が変更前、下段が変更後となります。

工事費欄で申し上げます。

令和元年度の変更はございません。

令和2年度の変更前、2億2,710万円から1億3,590万円減額し、変更後で9,120万円とし、変更前の合計で3億6,280万円から1億3,590万円減額し、変更後で2億2,690万円とするものです。

以上で議案第105号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第105号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第36 同意第8号

○議長（西原 浩君） 日程第36 同意第8号別海町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 同意第8号別海町教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本町の教育委員につきましては、現在、4名の方を任命しているところでございますけれども、令和元年12月19日をもちまして大塚保男氏が任期満了となります。

つきましては、大塚保男氏を引き続き教育委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

大塚さんは、別海町別海131番地の110に現在お住まいでして、昭和23年1月14日生まれの満71歳でございます。

新たな任期につきましては、令和元年12月20日から令和5年12月19日までの4年間となります。

主な経歴について申し上げます。

大塚さんは、酪農学園短期大学を卒業後、昭和44年から4年間、計根別農業協同組合に勤務された後に大学へ進学しまして、昭和51年に酪農学園大学を卒業されました。

大学卒業後は、教諭として最初の赴任先でありました北海道東藻琴高等学校に7年間、昭和58年から北海道別海高等学校に11年間、北海道標茶高等学校には3年間、平成9年から教頭先生として北海道士幌高等学校に2年間勤務、その後、北海道岩見沢農業高等学校に2年間勤務されました。

平成13年からは校長先生として北海道壮瞥高等学校に4年、平成17年から再び別海高等学校に戻られまして3年間の勤務の後に、平成20年3月に通算32年間の教員生活を終えられました。

退職後は、平成21年から中西別幼稚園嘱託園長として2年間勤務していただき、平成23年4月から本町の教育委員長、教育長職務代理者等の要職につかれて現在に至っております。

大塚さんは、農業改良普及員の資格、高等学校教諭農業分野での専修免許資格などを取得しておりまして、長年にわたり農業にかかわる高等教育に取り組んでこられました。

また、地域の人からの人望も大変厚く、人格、識見ともに立派な方で、これからも別海町の教育の基本理念を推進し、将来を担う子供たちのためにも、よりよい教育行政を展開していただける方というふうに思っております。

御審議の上、ぜひ御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西原 浩君） 同意第8号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第37 報告第9号

○議長（西原 浩君） 日程第37 報告第9号専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） はい。

報告第9号専決処分の報告についての内容を説明いたします。

議案書の61ページをお開きください。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された和解及び損害賠償額の決定に係る町長の専決処分手項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をするものです。

それでは、議案書62ページの専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月21日。

別海町長、曾根興三。

和解及び損害賠償額の決定について。

令和元年10月25日、別海町別海旭町5番地大地みらい信用金庫別海支店駐車場内において、町職員が運転する別海町所有の公用車と隣接車両が接触し、公用車及び相手車両の一部が破損した事故に伴う損害賠償に関し、次の当事者間において、次の和解条件のとおりに和解を成立させ損害賠償額を決定する。

第1項、当事者、甲、別海町法人、乙、別海町長、曾根興三。

第2項、和解条件。

第1号、事故の責任割合は、甲が5割、乙が5割とする。

第2号、甲は、本件事故により、車両損害料で11万5,489円の損害を被った。

第3号、乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、金5万7,745円を支払う。

第4号、乙は、本件事故により、車両損害料で金8万564円の損害を被った。

第5号、甲は、上記損害額について、乙に対し賠償する義務があることを認め、金4万282円を支払う。

第6号、以上のほか、本件事故に関し、甲と乙との間には何らの債権債務がないことを確認する。

なお、今回の損害額については、町が加入している自動車任意保険により全額保険金の支払いを受けることとなっておりますので、あわせて報告いたします。

また、車の運転につきましては、今後、職場全体で一層の安全運転徹底を図り、事故防止に努めてまいります。

以上で報告第9号の内容説明を終わります。

◎日程第38 報告第10号から日程第42 報告第14号

○議長（西原 浩君） 日程第38 報告第10号専決処分の報告について（町道本別誘導線改良舗装工事）、日程第39 報告第11号専決処分の報告について（町道別海床丹港線舗装修繕工事）、日程第40 報告第12号専決処分の報告について（恩根内地区農道改良舗装工事）、日程第41 報告第13号専決処分の報告について（給食センター外構工事）、日程第42 報告第14号専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）の5件については、全て工事請負契約の変更に伴う専決処分の報告ですので一括報告といたします。

内容について順次説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

報告第10号から第14号の5件につきましては、一括して説明させていただきます。

議案の63ページからになります。

報告第10号から第14号の専決処分の報告につきましては、いずれも地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

各報告につきましては、順次専決処分書を朗読し、説明させていただきます。

最初に、報告第10号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年9月30日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和元年7月29日議案第61号により議決を経て締結した、町道本別誘導線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「7,040万円（内消費税及び地方消費税額640万円）」を「7,108万2,000円（内消費税及び地方消費税額646万2,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、舗装工において当初使用を予定しておりましたコンクリート再生骨材を確保できないことが判明したため、切り込み砂利に変更したことにより68万2,000円の増額となったものです。

次に、報告第11号。

議案64ページになります。

報告第11号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和元年10月21日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和元年7月29日議案第60号により議決を経て締結した、町道別海床丹港線舗装修繕工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「6,996万円（内消費税及び地方消費税額636万円）」を「7,133万5,000円（内消費税及び地方消費税額648万5,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、道路付属施設工において、既設の道路中心標が再利用不可能であったことから新しいもので施工したこと、また、構造物撤去工や舗装工など、概数の確定により137万5,000円の増額となったものです。

次に、報告第12号。

議案65ページになります。

報告第12号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月15日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和元年7月29日議案第62号により議決を経て締結した、恩根内地区農道改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「5,720万円（内消費税及び地方消費税額520万円）」を「5,981万8,000円（内消費税及び地方消費税額543万8,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、事業促進を図るため、舗装工事を70メートルの増嵩としたこと、また、排水構造物処理工、産業廃棄物処理工など、概数の確定により261万8,000円の増額となったものです。

次に、報告第13号。

議案66ページになります。

報告第13号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月15日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和元年7月29日議案第63号により議決を経て締結した、給食センター外構工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「7,425万円（内消費税及び地方消費税額675万円）」を「7,627万4,000円（内消費税及び地方消費税額693万4,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、構造物撤去工や雨水排水設備工など、概数の確定により202万4,000円の増額となったものです。

最後に、報告第14号。

議案67ページになります。

報告第14号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月15日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成30年12月14日議案第82号により議決を経て締結した、中西別上風連線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「1億8,446万4,000円（内消費税及び地方消費税額1,366万4,000円）」を「1億8,523万4,000円（内消費税及び地方消費税額1,373万4,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、排水構造物工や構造物撤去工など、概数の確定により77万円の増額となったものです。

以上で報告第10号から第14号までの内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） ここで10分間休憩します。

午後 3時18分 休憩

午後 3時27分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第43 一般質問

○議長（西原 浩君） 日程第43 一般質問を行います。

発言に入る前に申し上げます。

質問者は、質問内容を簡明に述べて、その範囲を超えないよう注意し、答弁者は、その内容を的確に把握し、明快な答弁をされますようお願いいたします。

質問の通告がありますので、発言を許します。

3 番田村秀男議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○3 番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3 番田村議員。

○3 番（田村秀男君） それでは、通告に従い一般質問を行います。

議会サポーターによる議員研修の成果を発揮できるよう努力いたします。

郷土愛教育とふるさとを愛する活動について質問いたします。

急速に進行する人口減少や高齢化などにより、地域は存亡に係る重大な状況に直面しています。

本町においても、人口減少が経済の縮小を余儀なくし、さまざまな基盤の維持を困難にする可能性があります。

あらゆる分野に大きな影響をもたらしています。

こうした状況の中で「ふるさと」をつくる人材育成の取り組みは、以前にも増して必要性が求められています。

別海町で育つ子供たちが誇れるふるさと「べっかい」を目指し、未来に実を結ぶ郷土愛教育の取り組みを推進することや、さまざまな世代の方が「郷土に学び つながり まちを創る」ふるさとを愛する活動に取り組めるよう、行政としてサポートすることは必要不可欠な政策と考えています。

地域全体で未来を担う人材を育てる体制をつくり、時代の変化に対応できる新たなまちづくりにつなげていくことが重要です。

そのことが、定住人口・交流人口・関係人口の創出・拡大につながり、郷土愛教育やふるさとを愛する活動を通して本町の歴史や文化に愛着を持ち、魅力を認識し、産業を理解し、学校・家庭・地域をつなぎ、ともに学び支えあい「別海町に住み続けたい」、将来「別海町に戻ってきたい」と思う人々がふえるまちづくりにもつながります。

郷土愛教育とふるさとを愛する活動について、以下の2点にわたり質問いたします。

1 点目でございます。

郷土愛教育の点検及び評価並びに今後の取り組みなどについて、以下の各教育施策の所見を伺います。

①幼児教育における点検及び評価並びに自然体験や社会体験の機会を増加させる取り組みについて。

②義務教育における点検及び評価並びに次期学習指導要領での郷土愛教育のあり方と社

会科副読本の活用について。

③高等学校教育での郷土愛教育の実態把握並びに町内就労及びUターン就労に向けた支援対策の取り組みについて。

④社会教育における点検及び評価並びに老朽化した郷土資料館の整備・充実の取り組みについてお伺いいたします。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

ただいまの①から④の御質問でございましたが、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1つ目。

幼児教育については、前年度を対象とした「教育に関する事務の点検及び評価報告書」には掲載をしていますが、幼児教育の基本となる幼稚園教育要領に基づきながら、各園が実態に応じた取り組みを進めています。

なお、点検と評価は、根室教育局と連携し、学校経営訪問、同じく学校指導訪問等により、観察や園からの聞き取りを行い、指導・助言をしているところです。

さらに、各園では、年度末に教育委員会へ報告する自己評価及び第三者評価による関係者評価の中でも、点検と評価を行い、次年度の園経営に生かしているところです。

郷土愛教育という文言は、幼稚園教育要領の中にはありませんが、地域の人とかかわり、地域社会にも関心の目を向ける「社会生活とのかかわり」を持つ姿勢を育てることに全園が取り組んでいます。

具体的には、野付幼稚園では、小・中学校と連携し、教育計画の中に「野付学」を位置づけ、竜神太鼓など、地域の伝統芸能に触れ、山菜取りなど、自然などに触れる機会を設けまして地域のよさを実感できる取り組みをしています。

また、自然体験や社会体験の機会を増加させる取り組みについては、幼稚園教育要領の「自然とのかかわり」の中で、各園が、環境整備などで保護者や地域の協力を得ながら取り組みを進めています。

具体的には、中西別幼稚園では、保護者の協力を得て、敷地内の林に「わくわくジャングル」という名称の自然散策ができる環境を整えて、教育活動の中で季節に応じた活用をしております。

次、2点目の郷土愛教育を含めた義務教育についても、幼児教育同様に「点検及び評価報告書」には掲載をしておりますが、義務教育の基本となる学習指導要領に基づきながら各校の実態に応じた取り組みを進めています。

また、点検・評価は、根室教育局と連携し、年それぞれ二、三回実施している学校経営訪問、同じく学校指導訪問等により、学校を視察した上で聞き取りの実施、そして指導・助言をしているところです。

さらに、各校では、年度末に教育委員会へ報告する学校による自己評価及び第三者評価による学校関係者評価の中で、点検と評価を行い、次年度の教育課程へ生かしています。

また、郷土愛教育は、小学校で1・2年生で生活科、3・4年生で社会科、小・中学校では特別の教科・道徳、総合的な学習の時間の中で、小・中学校が連携し、系統的な学習を進めるなど、積極的に取り組んでいます。

具体的には、幼稚園も含め、野付小・中学校では、総合的な学習の時間の中で「野付

学」という名称で、地域の水産業等について系統的に学びを構築し、地域のよさを実感する学習を12年間行っています。

社会科副読本については、現行のものは平成23年3月に発行されたものであり、現在の町の状況と合わない部分がありますが、新たな社会科副読本の作成について、本町の将来を担う子供たちが、ふるさと別海に興味・関心を持ち、好きになるような副読本の作成に向け、来年度に研究・協議を行い、令和3年度当初からの活用を目指しています。

次、3番目の質問については、内容は町長部局にまかしますが、私からまとめてお答えをいたします。

3つ目の高等学校教育での郷土愛教育の実態把握について、別海高等学校は道立高校ですので、聞き取りによる回答となりますが、現在、高等学校教育の中で、郷土愛教育については教科等に組み込まれていないことを確認しています。

次に、就労支援に関しては、町では中小企業家同友会などの協力を得て、人材育成の一環として、高い向学心・向上心を養うことを目的とした「大学視察研修事業」、そして、地元企業への理解を深め、その魅力を知ってもらう機会として「地元企業と別海高校生との懇談会」を実施しています。

また、地域特性を生かした魅力ある雇用やそれを担う人材の維持・確保を図るため、根室管内4町で「南知床4町雇用創造協議会」を設立し、雇用対策事業を実施しています。

この中では、UIJターン希望者に対する支援事業も行うこととしております。

最後に、4点目ですけれども、老朽化している郷土資料館の建設については、第3次別海町社会教育中期振興計画、これが2009年から2018年度の計画ですけれども、これにおいて、生涯学習センターとの複合案を含め計画をしていましたが、計画期間内での実現が困難なことから、郷土資料館では、平成25年度から新たな視点での建設計画の策定に向けて、資料の収集及び内部での調査・研究を引き続き実施してきました。

このことを踏まえ、第7次別海町総合計画及び第4次別海町社会教育中期振興計画において、郷土資料館の整備に向けた取り組みについて再度位置づけしたところであります。

今年度は、教育委員会内部に検討組織を設置し、整備方針等の素案づくりを行っているので、来年度は、広く庁舎内や町民参加の機会を設けるなどして、今日の社会情勢や本町の現状に即した新郷土資料館の整備について検討を進めてまいります。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 幼児教育についてちょっと再質問します。

幼児期は、社会とのかかわりや生活・学習の基礎が培われる極めて重要な時期です。

先ほど御答弁ありましたけれども、郷土愛教育に特化した教員の指導力の向上、あるいはスキルアップを図るべきと考えますけれども、そのための研修などについての考え方を伺います。

○指導参事（根本 渉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 指導参事。

○指導参事（根本 渉君） はい。

それでは、ただいまの質問につきましては、私のほうから御説明させていただきます。

新学習指導要領の中では、郷土愛教育という文言はありませんが、多くの教科等の中で、地域社会の一員としての資質を養う記述が多くあります。

教員の研修につきましては、その新学習指導要領につきまして、各校で、または根室教育局と連携しまして、町のほうでふるさと教育につきまして、新学習指導要領の中で研修を進めているところでございます。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） ちょっと趣旨が……。

次期の学習指導要領では、郷土学習について、各学校において定める目標を地域の人々の暮らし、伝統と文化など、地域や学校の特色に応じた課題、それから児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定することになっていますね。

それから、また、本町の教育は、学力を思考力、判断力、表現力や学ぶ姿勢も含めた総合的に捉える立場として、子供たちの未来を見据えた教育、ふるさとを支える学力、これを目指しているはずで。

これらを踏まえた上で、義務教育での郷土愛教育の目指す方向性、いわゆる戦略、それと具体的な指導方法、戦術、これがおありでしたら伺いいたします。

○指導参事（根本 渉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 指導参事。

○指導参事（根本 渉君） はい。

この質問につきましても私のほうから御説明させていただきます。

田村議員がおっしゃったとおり、本町としては、2つの大きな柱、1つが、これからの将来を担う子供たちにとって必要な学力を身につけること、もう一つが、ふるさと別海を支える教育をするということを、教育長のほうで大きく2点掲げているところです。

そういう中で、将来を担う子供たちの学力につきましては、ふるさと学習も含めまして「生き抜く力アッププロジェクト」で、もう一つは、地域を支える教育としまして別海型のコミュニティ・スクールを推進しているところでございます。

別海型コミュニティ・スクールにつきましては、子供たちが、地域の方にかかわっていただき、地域の方を好きなり、そのことが別海町を好きになることにつながるというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい、わかりました。

副読本については、令和3年に新しくつくるというふうに御答弁がありましたので、ぜひ期待したいと思います。

ただ、私も行って聞いてみましたが、そうすると教育現場では、今どきインターネットとかいろいろなもので調べられるので、なかなか活用の方法、使い道がないと言ったらおかしいですけども、過去のことは掲載がありますけども、7次計画のことは、みんなインターネットを通じて調べられるから余り不便は感じてないという教育現場の声がありました。

それでは、点検評価委員会について再質問いたします。

郷土愛を育むために、地域の歴史や文化・自然などに触れる機会を設け、ふるさとを学ぶ機会の充実を図ることは大切と考えております。

昨年の教育に関する事務の点検評価委員会における指摘に対する報告の中で、郷土学習に対する共有の意識向上などに苦慮しているというふうにはっきりと書かれています。

このことを踏まえ、今年度、意識向上のほか、教諭の郷土愛学習に対する指導力の向上及びスキルアップ研修などについて改善した点について伺います。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

ただいまの御質問ですけれども、確かに点検・評価の中でそういった総括されている部分あります。

ちょっと残念ながら、今現在、今御指摘になった部分について具体的にどういった研修が、というふうに確認されても、ちょっとお答えをできるものがないのかなという状況であります。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） それでは、高校教育にちょっとかかわって再質問いたします。

別海高校には、昨年の決算で、間口確保にかかわって寄宿舍、それから通学費、それから通信衛星授業などに3,200万円以上の支援をしています。

これとは別に、郷土愛教育を通じて、教員の大きな指導力で、地元を離れる前に地域に目を向ける意識を育て、母なる西別川を目指して帰ってくるサケのように、町内就労、Uターン就労に向けた支援を行うべきと考えます。

地域の将来を支える人材育成のための高校におけるふるさと教育は、国が示す第2期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方向性であり、新しい視点になっています。

先月、高校生との意見交換を行いました。

別海高校への町の支援に対し、「通学費の補助は大変ありがたい」と、こういうふうに感謝していました。

それから、大学視察の研修では、「20人の枠ではとても足りませんよ」と、そういう意見がございました。

それから、「休日の遊び場、集まる場、勉強の場がない、開放的な空間がほしい」と、こういう意見がたくさんございました。

それから、卒業生の7割近くが別海を離れて、工学系・医療系・理系・農業系・スポーツ系などに進学を希望しています。

「将来、学業を終えてから、別海町に雇用があれば戻ってきたい」というふうに言っています。

そして、ふるさとを思う別海高校の生徒たちや先輩も「中学校に行って、別海高校の魅力を伝えたい」と、そうとも言っていました。

ぜひ、これからも未来を支える人材育成のため、別海高校の魅力発信と町内就労及びUターン就労に向けた郷土愛教育の充実に支援を行い、ふるさと別海への回帰を加速するべきと考えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○教育長（伊藤多加志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） はい。

それでは、この点につきましては、私のほうからお答えいたします。

まず、私も田村議員と同じ思いで高校については考えております。

今おっしゃったとおり、私の中でちょっと調べてみたのですが、東京大学の先生の研究で、小・中学校でふるさとの体験をした子供たちは、40代になって地域に残り、あるいは帰ってきて、ふるさを何とかしようとしている。

こういうことが、東京大学の先生の研究でデータとして出てきているそうです。

それから、田村議員が今おっしゃったとおり、高校で地元の魅力を学んでいく、そういう事例というのは全国でも幾つかあります。

そして、高校で勉強したことによって、一旦、町から出るのですが、また、町に戻ってくる、そういうことがあると聞いております。

そこで、私たち教育委員会では、今までコミュニティ・スクールということで、町の中、8学区で基盤をつくってきております。

そして、そのコミュニティ・スクールをもとに、これからは、ふるさと教育に力を入れていきたいなど、今考えているところです。

別海の子供たちにふるさとに対する自信と誇りを持たせてあげたい。

それには、私たち大人が、別海の歴史や文化、多様な魅力を知って、それを子供たちに伝えていくことも大切だと思っています。

これは、もちろん教員も同じです。

そこで、今大切なことは、別海で、小学生・中学生の子供たちに歴史・文化・自然・産業を体験する、そういう体験活動を進めていくことが、これからの子供たちの進路につながっていくと考えております。

これからもそのようにして取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 教育長の答弁、よくわかりました。

ありがとうございます。

ぜひ、そのように進めていただきたいと思います。

社会教育にかかわってちょっと再質問いたします。

現在の郷土資料館は、昭和52年の12月19日に西別小学校の校舎屋体を利用して、文化センターとして開設された施設に、昭和56年に開館したものです。

平成12年に加賀家文書館を附帯施設に加え、全道、全国的に注目を浴び、本町が誇れる最も特徴的な歴史的資料施設でもあります。

先月、現地調査しましたが、とても老朽化が進んでいます。

第3次・第4次の別海町社会教育中期振興計画の中で、郷土資料館について、3次計画では「この先10年が限界です」というふうに記載されていて、今年つくった4次計画の中でも「この先10年が限界です」とまた書いています。

第7次計画には「本館と豊原の分館の整備方針を検討し、老朽化に対処する」というような文言で書かれています。

一方、第4次の別海町社会教育中期振興計画では「老朽化した郷土資料館の建設準備を進めます」となっています。

だけれども、館内は、とっても寒くて、トイレは水洗でなく、壁の部分がもうむき出し

になっています。

それから壁の一部が剥がれています。

とても、入館料をいただける施設には見えません。

別海町の郷土の歴史・文化、魅力ある展示物などの拠点施設である郷土資料館をやはり早急に整備し、文化遺産の継承に努めるべきと考えますけども、このことについての所見を伺います。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

郷土資料館の建設につきましては、先ほどもちょっと質問に対してお答えしていますので繰り返しになりますけれども、今年度、教育委員会内部で検討組織をつくって、その中で整備方針の素案をつくっているという状況ですので、その素案に基づいて、次年度以降具体的な整備について検討を進めていくというふうにしておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） ぜひ、早急に整備していただきたいと思います。

それでは、2番目の質問に入ります。

ふるさとを愛する活動者などへのサポート及び活動内容の情報発信について、以下の各主体に対する施策について所見を伺います。

①郷土芸能などの保存活動者の成果を披露する機会の拡大及び活動内容を紹介する刊行物の作成について。

②郷土の歴史・文化や自然などを残す活動者の活動内容を紹介する刊行物の作成及び「別海町歴史文化遺産認定」の認定基準について。

それから③、別海町の知名度をアップさせた方々を広報紙やパンフレットによって紹介する、あるいは、ふるさと納税者や友好都市を通じて全国に別海町の情報を発信することについてお伺いいたします。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

それでは、ただいまの3点のうち、①と②につきましては私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目。

郷土芸能の発表の機会ですけれども、これについては団体によって異なりますが、各公民館や分館等での発表会のほかに、町の郷土芸能の団体が一堂に会して発表できる場として、秋の文化祭に合わせて3公民館で持ち回りして実施しております「郷土芸能の集い」、これが挙げられます。

例年、郷土太鼓の団体を中心に趣向を凝らした発表会となっており、総合文化祭の最後を飾る事業にもなっております。

年1回の事業ではありますが、毎年、各団体のスケジュールを合わせるのに、実行委員会が大変な苦勞をして調整を図り開催をしているところです。

今後、機会の拡大を図るという具体的な予定はありませんが、この集いを今後盛り上げていくことで充実を図っていきたいというふうに考えております。

また、活動内容を紹介する刊行物の作成については、郷土芸能を一つにまとめたものはありませんが、別海町文化連盟が例年発行しております機関誌「ともしび」のサークル一覧で紹介されています。

また、昨年発行をされました別海町文化連盟50周年記念誌の中で、各団体の詳細な紹介もされているところです。

今後、町内の郷土芸能の団体をまとめた刊行物の作成については、別海町文化連盟を中心とした各関係団体と協議をしながら検討をしたいというふうに考えております。

2点目ですけれども、郷土の歴史・文化や自然などを残す活動者の活動内容を紹介する刊行物の作成について、郷土資料館では、平成12年度、附属施設「加賀家文書館」の開館以来「加賀家文書館展示解説」「加賀家文書現代語訳版第1巻～5巻」、そして「加賀家文書等資料目録Ⅰ～Ⅲ」、そして「近世のべつかい」、それから「翻刻活字版加賀家文書二」などを刊行し、広く町内外に情報発信してきたところです。

今後も郷土の歴史・文化・自然に関わる刊行物の作成を積極的に行うために、調査・研究活動を充実させ、ふるさとを愛する活動者などへのサポートを進めていきます。

別海町歴史文化遺産は、別海町文化財保護条例に基づく文化財の指定を補完する制度として、平成20年度から実施している事業です。

町内各地に潜在する文化財をできるだけ多く認定し、周知することで、知らぬ間に失われてしまうことを防ぎ、保護していくことを目的としています。

認定については、本事業の趣旨に鑑み、厳格な認定基準は設けていませんが、希少性や緊急性の評価に加え、特に、地域の思いを重視して、教育長が認定することにしております。

また、教育委員会の調査によって歴史文化遺産に認定すべきと判断した物件については、所有者等の同意を得た上で認定することができるということにしております。

教育委員会に関する答弁は以上です。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

3番目の質問について私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

全国に別海町の情報を発信することについては、これまでもスポーツや文化、産業等で活躍された町民の方々を広報紙で紹介をし、あるいは、町外から本町に移住をされて生き生きと暮らしている方々のインタビュー記事などを別海町移住定住促進協議会が運営するウェブサイトで発信をしているところでございます。

今後におきましても、町民に限らず、別海町の知名度を広めていただいた方々の活躍についても、広報紙や町ホームページを通じて紹介していきたいと考えています。

ふるさと応援制度につきましては、地場産業の振興や地域活性化、交流人口の拡大に寄与できる施策であり、次年度以降、ポータルサイトの拡充を含め、事業内容を見直すことを現在検討しているところでございます。

また、東京ふるさと会の会合や、首都圏での各イベント時にもふるさと応援制度のパンフレットを配布するなど、PRを行ってきているところです。

友好都市との交流につきましては、枚方市との「菊と緑の会」「ふれあいの翼」や相互

のイベントにおける出展などを通じて、長年にわたる良好な関係が構築されていることから、今後も枚方市との友好都市である名護市・四万十市との交流を継続し、別海町の情報発信を行っていききたいというふうに考えています。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい。

郷土芸能にかかわってですけれども、先ほど御答弁ありましたように、保存活動団体は、太鼓サークルが6団体、獅子舞、ビン踊り各1団体、そして令和に入って、別海音頭保存会、これが無形文化財の区分では初めて認定されたとホームページにアップされていたのを見ました。

つい先日、第60回の別海町芸術文化祭の「郷土芸能の集い」に行ってきました。

保存活動を50年以上も続けている団体が多くあります。

また、年々受け継がれ、子供たちが青年になり、また、子供たちに伝えていくという形が太鼓ではできています。

本当に感動を与える演奏でした。

これらの活動の成果を披露する機会というのは、3館公民館持ち回りで「郷土芸能の集い」ということで文化祭の最終日にやっていますけども、すばらしい演奏なので、ぜひ披露の機会、これを広めていただければよいなと思っています。

それから、冊子類については検討すると御答弁ありましたので、いつまでに、とは言いませんけども、ぜひ検討を進めて、そういう冊子類をつくっていただきたいと思います。

それから、郷土の自然にかかわってなんですけれども、再質問しますけれども、別海中央小学校のブログサイトで、これことしの5月17日ですかね。

このブログサイトは、1日に2,800人以上アクセスしているのですね。

1日に。

それを見ましたら、「3年生生活科、総合的な学習の時間で西別街道を探索する」「春の草花やおたまじゃくし、別海の町中にある自然をたくさん発見できた」「地域の人々の御協力に支えられ、豊かな体験学習を日常に実施できました」「来週は、2年生も生活科で町の探検に出かけたい」と、こういうことがブログにアップされていました。

これこそ、地域全体で未来を担う人材を育てる体制のヒントでないかと、こういうふうに思います。

一つの例として、西別街道を維持管理する活動の内容の紹介とかですね、ここは、郷土学習の場として体験できることの情報を、やはり行政が、刊行物あるいはパンフレット、冊子類含めてですね、広報に連載するとかですね、そういうような発信をするべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

情報発信につきましては、現在、伊藤教育長も教育の考え方の中心にそういった考え方をすごく持っておられます。

当然、我々も教育委員会からそういったSNSやら、そういったものを活用して、わかりやすい教育、こういったものをどんどん発信していこうということで指示を受けており

ますし、そういった考え方は、校長会、教頭会の会議を通じて、それぞれ各学校のほうに伝えて、できる限り実践をしていただいているところです。

そういった意味では、今後もその考え方に基づいて、そういった情報を町民にわかりやすく発信できる取り組みというものは継続して進めていきたいというふうに考えておりますが、まだ、周りから見ると足りないところもあるのかもしれませんが。

その辺は気をつけて継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい、わかりました。

それでは、認定基準についてちょっと再質問します。

別海町のお宝として認定し、ホームページに冊子等で公開する「別海町歴史文化遺産」の認定制度は、やはり町の活性化と、それから地域の連帯感、これにとって大変よいことだと思います。

別海町には、そのほかに北海道遺産ということで認定されている野付小学校のチシマザクラ、根釧台地、格子状防風林、野付半島と打瀬船、軌道もありますけれど。

一般的に遺産という言葉からは、過去の物というイメージが広がります。

別海町歴史文化遺産の認定基準では、要綱を見ましたら、地域の皆さんが大切にしている人・物・場所が対象で、守りたい人と守りたい物の両方を認定することになっています。

そういうふうに書いています。

これに別海町らしさを加味し、別海町の未来を創造していく資産も基準の一つに加えてはいかがでしょうか。

お伺いします。

○教育部長（山田一志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

ただいまの質問ですけれども、別海町歴史文化遺産の認定基準についてということかと思えますけれども、先ほど、その部分についても御答弁させてもらったとおり、その事業の趣旨に鑑みまして、厳格な認定基準、これは設けてはいないのですけれども、希少性、それから緊急性の評価に加えて、特に地域の思い、これを重視して認定するというようなことにはなっておりますので、その辺のところを御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい、わかりました。

それでは、知名度アップにかかわって再質問します。

別海町の知名度をアップさせた方々はたくさんおります。

オリンピック競技に出場された方。

それから、三浦綾子文学賞だとか大藪春彦文学賞、これらを受賞された作家の方。

別海町の「ご当地ソング」を何曲も作曲して、みずから歌ってカラオケで全国発信して

いる方。

それから、地元のチーズ工房でつくったチーズとコラボして別海町の銘菓として創作されている方。

それから、「ご当地グルメ」で全国に別海町の名を発信された方もおります。

また、別海町が認定している「別海町酒場」。

この間、ここの閲覧回数を調べてみましたら、月に100万回閲覧されていました。

これらの人々の活動内容や成果などをまとめて冊子にするなど、やはり町内外にこの情報を発信すること。

それから、できるならば郷土愛教育の資料として活用すること。

それから、別海町のお宝として歴史文化遺産に自薦とか他薦で認定の申請が難しいのであれば、先ほど教育長から、教育委員会が相手の了解をもって認定してもよいというような御答弁がありましたので、教育委員会が、別海町の未来を創造していく遺産として推薦する考えがあるか、あわせて3つの所見を伺います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） はい。

田村議員の再度の御質問でございます。

田村議員が一番言いたかったことは、遺産に認定するかということではなくて、しっかり遺産を守っていく、その体制をとるべきだという意味だと、私は受け取りました。

手続としては、教育委員会のほうで認定をするかしないかの判断をしている現状ですけれども、町全体のことで考えましたら、やはり、先人の方々が苦勞された、そして、つくり上げた、そういう歴史的な遺産については、認定するにしろしないにしろ、しっかり守り、次の世代に先人の苦勞を伝えていく体制をとっていくことが、これからの別海の町にとって大変重要なことだと、私は思っています。

これは、一部局が担当するだけではなくて、町全体として、行政一体となって取り組んでいかなければならない。

そういう思いであります。

もう一つ、情報発信の話でございますけれども、それぞれの個々の課題について、今、担当部局から情報発信をしている状況の説明がありましたけれども、やはり、町全体において、情報発信の仕方がまだまだたくさん方法もあるし、もっともっと広く発信していかなければならない、そういう課題を持っているという思いも、私は今持っております。

私もあちこち町を留守にして出て歩いておりますけれども、行く先々で、「知床って知っていますか」と言ったら、大阪に行ってもどこに行っても「知っていますね。」と言うのですけれども、「別海町って聞いたことありますか」と言ったら、「いや、どこなの」と言われるのが大体で、やはり事あるごとに「別海というのはこういう町で、こういう状況でみんなが暮らしてますよ」と。

この間のプレゼンテーションの中でも、景色がよいとか、いろいろなことをほかの町は言いましたけれど、私は、「うちの町というのは、明治後期から開拓が始まり、本格的に開拓者が入ってきたのは昭和初期です」と。

「ただし、うちの町が誇れることは、日本全国から開拓者の方々がうちの町に来ていただきました」「九州出身もあり、四国出身もあり、北陸出身もあります」「もちろん関東からも、また、東北地方からも来ています」「1万5,000人の町ですけれども、日本各地のそれぞれの習慣、風習を持った方々が、みんなで仲よくお互い連携しながら暮らし

ている、そういう町です」「首都圏の皆さん、ぜひ一度、別海町に来てください」と、そういう宣伝をしてきました。

そういう意味では、うちの町には、もっともっとうちの町のあり方、よさ、そういうことを広報していくことが必要だと思いますし、方法はいろいろあると思います。

インターネットもちろんあるでしょう。

若い方々は見ている方はおられるでしょう。

我々の世代、我々と言ったら違うかもしれませんが、私は、なかなかそういう情報収集が下手で、どうしても、物として本になるなど、そういう形になれば、具体的に見る機会は多いのですけれども、だから、そういう世代の人たちにもうまく情報が伝わるような、そういう方法も必要ですし、これからも多様な情報手段を使ってうちの町を宣伝していきたい。

そして、それらによって、子供たちが、一旦自分の夢を持ってうちの町を離れていろいろなことに活躍しても、また、ふと自分の背中を見たときに、「子供時代はよかったな」「別海町ってよかったよな」、そういうように思ってもらえる、それが本当の別海町のふるさとづくりだと思っています。

教育委員会だけに任せるのではなくて、町全体で取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 今、町長のほうから情報発信の手法として御答弁ありましたけども、やはり、ふるさと納税で別海町を応援してくれる人が、全国に2, 000人以上いるのです。

それから、枚方を核に交流する友好都市、これにもたくさんの応援団がいます。

そういうものをぜひ使っていきたいと、そういうふうに思っています。

町民にはもちろん、全国の別海町を応援していただける人々に別海町の魅力を情報発信することで、定住人口・交流人口・関係人口の創出だとか、拡大にもつながると思います。

先月開催した議会の地域めぐり懇談会の中でも、情報発信についてたくさんの意見があったのです。

町民の生の声として、例えば、議会の会議の案内などは、広報紙やチラシだけでは不十分なのです。

聞いてみたら、やはり、連合町内会だとか農協だとか、その小地域のネットワークを活用するなど、そういう創意工夫を考えられないのかと、もう何人かの町民から言われています。

ですから、そういう創意工夫の必要性を感じていますので、ぜひ、そういうことを進めて、役場一体で横断的にやってほしいと、そういう願いでございます。

私も、そう思って帰ってきたところです。

最後に、次の時代に別海町をつなぐためには、時代の変化に対応できる人材の育成が大変大切です。

行政が、郷土愛教育やふるさとを愛する活動をサポートすること。

さらに、町内外に別海町の魅力を情報発信することの政策は、やはり必要不可欠です。

これからのまちづくりに求められることは、付加価値を高めることによる新しい雇用が

必要です。

それから、町の知名度アップによる地域の連帯感。

連帯感がないとだめです。

それと地元の原材料、それから自然の活用、これらの町のパワーがどう発揮されるにかにかかっているのです。

町民・議会・行政が情報を共有してワンチームになり、「別海町に住み続けたい」「別海町に戻ってきたい」と、こういうふうに思えるまちづくりを実践しなければ、別海町の持続的な発展は望めません。

地方創生で、人口5,000人の過疎の町がよみがえった上士幌町に見る奇跡が別海町にも起こる可能性は十分あります。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で3番田村議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、あすは、引き続き、一般質問を午前10時から開きますので、御参集願います。

皆さん、御苦労さまでした。

散会 午後 3時24分